

2026年度

～ 県や市町があなたの住まいづくりを応援します ～

住まいづくり補助制度のご案内

いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

県・市町の補助制度一覧表

※制度・事業名をクリックして各市町の掲載ホームページをご覧ください。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---|--|---------------------------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|--|---|---------------------|------------------------------------|----|--------------------|--|---|-----|------|-------|-------------|------------------|----------------------------------|--------------------|----------|--------|--------------------|--------------------|-----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|----|--------|-----|------|------|------|------|------|-------|---|---|-----------------------|
| 石川県 | いしかわの森で作る住宅推進事業 | 新築 増改築 購入 設置 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅：5 m³以上の県産木材を使用した住宅等の新築・増改築・購入に対し、県産木材の使用量及び使用率に応じて助成 特例措置：令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨で住宅が全壊・半壊となった者を対象とし、3 m³以上の県産木材を使用した住宅等の再建（新築・増改築・購入）に対し、県産木材の使用量及び使用率に応じて助成 外構部：住宅等に設置する木塀・木柵、ウッドデッキについて、県産木材の施工面積に助成単価（木塀・木柵：5千円/m²、ウッドデッキ：1万円/m²）を乗じた金額を助成（下限5万円、上限15万円） <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">通常枠</td> <td>県産材使用量</td> <td>—</td> <td>5～7 m³</td> <td>7～15 m³</td> <td>15～20 m³</td> <td>20 m³～</td> <td>25 m³以上、かつ県産材使用率90%以上</td> <td>木塀</td> <td>ウッドデッキ (5～15万円)</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>—</td> <td>7万円</td> <td>10万円</td> <td>15万円</td> <td>30万円</td> <td>50万円</td> <td>5千円/m² (5万円～15万円)</td> <td>1万円/m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特例措置</td> <td>県産材使用量</td> <td>3～5 m³</td> <td>5～7 m³</td> <td>7～15 m³</td> <td>15～20 m³</td> <td>20 m³～</td> <td>25 m³以上、かつ県産材使用率90%以上</td> <td>木塀</td> <td>ウッドデッキ</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>10万円</td> <td>15万円</td> <td>20万円</td> <td>30万円</td> <td>60万円</td> <td>100万円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> | 通常枠 | 県産材使用量 | — | 5～7 m ³ | 7～15 m ³ | 15～20 m ³ | 20 m ³ ～ | 25 m ³ 以上、かつ県産材使用率90%以上 | 木塀 | ウッドデッキ (5～15万円) | 助成額 | — | 7万円 | 10万円 | 15万円 | 30万円 | 50万円 | 5千円/m ² (5万円～15万円) | 1万円/m ² | 特例措置 | 県産材使用量 | 3～5 m ³ | 5～7 m ³ | 7～15 m ³ | 15～20 m ³ | 20 m ³ ～ | 25 m ³ 以上、かつ県産材使用率90%以上 | 木塀 | ウッドデッキ | 助成額 | 10万円 | 15万円 | 20万円 | 30万円 | 60万円 | 100万円 | — | — | 森林管理課 076-225-1643 |
| | 通常枠 | 県産材使用量 | — | | 5～7 m ³ | 7～15 m ³ | 15～20 m ³ | 20 m ³ ～ | 25 m ³ 以上、かつ県産材使用率90%以上 | 木塀 | ウッドデッキ (5～15万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助成額 | | — | 7万円 | 10万円 | 15万円 | 30万円 | 50万円 | 5千円/m ² (5万円～15万円) | 1万円/m ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特例措置 | 県産材使用量 | 3～5 m ³ | 5～7 m ³ | 7～15 m ³ | 15～20 m ³ | 20 m ³ ～ | 25 m ³ 以上、かつ県産材使用率90%以上 | 木塀 | ウッドデッキ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 助成額 | 10万円 | 15万円 | 20万円 | 30万円 | 60万円 | 100万円 | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 石川県 | 住まいの省エネ促進事業費補助金 | 新築 購入 | <p>補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内に自ら常時居住するための住宅を新築し若しくは新築建売住宅を購入した個人 ②県内に個人が自ら常時居住するための住宅の新築を請け負った法人又は個人事業主 <p>補助対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ZEH、Nearly ZEH又はZEH Orientedのうち、次の全てに適合するもの <ul style="list-style-type: none"> ・断熱等性能等級：「6」以上 ・消費エネルギー量：再エネ除きで35%以上マイナス 再エネ含みで100%以上マイナス ②長期優良住宅 ③ZEH <p>補助要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県が認定するゼロエネ住宅アドバイザー（認定見込みも含む）による設計及び工事監理の監修のもとで新築を行ったもの ②エコファミリーへの登録 ③過去に当該補助金の交付を受けていないこと <p>補助額</p> <ul style="list-style-type: none"> ①30万円 ②10万円（ZEHである場合は20万円） ③10万円 | カーボン ニュートラル 推進課 076-225-1527 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 石川県感震ブレイカー設置促進事業費補助金 | 新改築 購入 設置 | <p>補助対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県内の戸建て住宅・共同住宅等に居住している方（各賃貸住宅含む） ②賃貸住宅（戸建て住宅・共同住宅等含む）を所有する方 <p>※新築時の設置も対象 ※町内会やマンション管理組合等による一括申請も可能</p> <p>補助対象製品</p> <p>「感震ブレイカー等の性能評価ガイドライン（内閣府）」に基づき、次の要件を満たす製品であることを必要とする。ただし、補助制度開始（令和7年7月1日）以降に購入したものに限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>備 考</th> <th>認証マーク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分電盤タイプ(内蔵型)</td> <td>一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWD50007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分電盤タイプ(後付型)</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コンセントタイプ 簡易タイプ</td> <td>一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>補助額</p> <p>感震ブレイカーの購入及び設置に要した費用の2分の1に相当する額（100円未満切り捨て）とし、種類に応じて上限額を設け、次のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分電盤タイプ(内蔵型)</td> <td rowspan="3">購入・設置費用の 2分の1</td> <td rowspan="3">30,000円</td> </tr> <tr> <td>分電盤タイプ(後付型)</td> </tr> <tr> <td>コンセントタイプ</td> </tr> <tr> <td>簡易タイプ</td> <td></td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 種 類 | 備 考 | 認証マーク | 分電盤タイプ(内蔵型) | 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWD50007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの |  | 分電盤タイプ(後付型) | 同上 | | コンセントタイプ 簡易タイプ | 一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの |  | 種 類 | 補助率 | 補助上限額 | 分電盤タイプ(内蔵型) | 購入・設置費用の 2分の1 | 30,000円 | 分電盤タイプ(後付型) | コンセントタイプ | 簡易タイプ | | 3,000円 | 消防保安課 076-225-1481 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種 類 | 備 考 | 認証マーク | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分電盤タイプ(内蔵型) | 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWD50007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの |  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分電盤タイプ(後付型) | 同上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コンセントタイプ 簡易タイプ | 一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの |  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 種 類 | 補助率 | 補助上限額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分電盤タイプ(内蔵型) | 購入・設置費用の 2分の1 | 30,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分電盤タイプ(後付型) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コンセントタイプ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 簡易タイプ | | 3,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

2026年4月現在

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|---|-------------------|-----------------------|-------------|--------|-------------------|-----------------|---------------------|-------------|-------------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|--|--|----------------|--|--|---------|------------|---------------------|-------------------|-----|-------|-------|------|
| 金 沢 市 | ※1 移住者 ①、②全てに該当する者 ①金沢市内に住民票を異動して3年経過しない者、又は異動する予定である者 ②金沢市内に住民票を異動する前に、市外に3年以上居住していた者 ※2 現住所 3か月以上居住する直近の住所地 | | | | 住宅政策課 076-220-2333 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | まちなか・居住誘導区域住宅取得奨励金/地区計画区域等住宅取得奨励金 | 新 築 入 | <p>自己が居住する戸建て住宅を10年以上の住宅ローンにて新築（又は購入）する方で、移住者（※1）または、市内在住者で現住所（※2）の区域より、より中心部に近い区域に新築（又は購入）する市内在住者に支援します。「まちなか」および「居住誘導区域」の同一区域内での転居においては、子育て世帯、同居、近居、同一地での建替のいずれかに該当する場合は支援対象となります。</p> <p>下表の率を、下記のいずれか低額な方に乗じます ・住宅の新築又は購入にかかる借入金額（土地等の取得費除く）・住宅の工事請負額又は購入額（土地等の取得費除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>まちなか</th> <th>居住誘導区域</th> <th>地区計画区域・まちづくり協定区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td> <td>5% (100万円)</td> <td>2.5% (50万円)</td> <td>0.5% (10万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">加算額</td> <td>子育て世帯 2.5% (50万円)</td> <td>子育て世帯 2.5% (50万円)</td> <td>子育て世帯 1.5% (30万円)</td> </tr> <tr> <td>移住者 2.5% (50万円)</td> <td>移住者 2.5% (50万円)</td> <td>移住者 1.5% (30万円)</td> </tr> <tr> <td>45歳未満 2.5% (50万円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室 0.5% (10万円)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※加算額の上限</td> <td>5% (100万円)</td> <td>※加算額の上限 2.5% (50万円)</td> <td>※加算額の上限 2% (40万円)</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> | 区域 | | まちなか | 居住誘導区域 | 地区計画区域・まちづくり協定区域 | 基本額 | 5% (100万円) | 2.5% (50万円) | 0.5% (10万円) | 加算額 | 子育て世帯 2.5% (50万円) | 子育て世帯 2.5% (50万円) | 子育て世帯 1.5% (30万円) | 移住者 2.5% (50万円) | 移住者 2.5% (50万円) | 移住者 1.5% (30万円) | 45歳未満 2.5% (50万円) | | | 和室 0.5% (10万円) | | | ※加算額の上限 | 5% (100万円) | ※加算額の上限 2.5% (50万円) | ※加算額の上限 2% (40万円) | 上限額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |
| | 区域 | まちなか | 居住誘導区域 | 地区計画区域・まちづくり協定区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基本額 | 5% (100万円) | 2.5% (50万円) | 0.5% (10万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 加算額 | 子育て世帯 2.5% (50万円) | 子育て世帯 2.5% (50万円) | 子育て世帯 1.5% (30万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 移住者 2.5% (50万円) | | 移住者 2.5% (50万円) | 移住者 1.5% (30万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45歳未満 2.5% (50万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和室 0.5% (10万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ※加算額の上限 | 5% (100万円) | ※加算額の上限 2.5% (50万円) | ※加算額の上限 2% (40万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上限額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金沢まちなかマンション購入奨励金 | 購 入 | <p>まちなかで補助対象認定を受けたマンションを自分のお住まいとして、10年以上住宅ローンで購入する方で、移住者（※1）または、マンション転居前の現住所（※2）が、まちなか以外の市内在住者に支援します。「まちなか」内の転居においては、子育て世帯、同居、近居のいずれかに該当する場合は支援対象となります。</p> <p>借入金額又は購入金額（建物相当額）のいずれか低い額に、下記の率を乗じた額（カッコ内限度額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域</th> <th>まちなか</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td> <td>0.5% (10万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加算額</td> <td>子育て世帯 2.5% (50万円)</td> </tr> <tr> <td>移住者 2.5% (50万円)</td> </tr> <tr> <td>※加算額の上限 4.5% (90万円)</td> </tr> <tr> <td>上限額</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> | 区域 | まちなか | 基本額 | 0.5% (10万円) | 加算額 | 子育て世帯 2.5% (50万円) | 移住者 2.5% (50万円) | ※加算額の上限 4.5% (90万円) | 上限額 | 100万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区域 | まちなか | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本額 | 0.5% (10万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 加算額 | 子育て世帯 2.5% (50万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 移住者 2.5% (50万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ※加算額の上限 4.5% (90万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上限額 | 100万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木のある暮らしづくり奨励事業 | 新 築 改 設 | <p>市内に居住するため、金沢産材を使用した木造個人住宅の建築（購入）や木塀の設置（購入）をした方に対する補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「柱」1本あたり2,800円（限度額25万円） ・（「柱」の上乗せ補助として、）「内外装材」1㎡あたり1,000円（限度額5万円） ・「木塀」1㎡あたり5,000円（限度額15万円） <p>※「木塀」の補助対象地区は、伝統環境保存区域、伝統的建造物群保存地区、こまちなみ保存区域を除く市内全域。「木塀」以外の補助は、市内全域が対象。</p> | 森林再生課 076-220-2217 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| まちなみの修景に関する補助制度 | 改 設 修 置 | <ul style="list-style-type: none"> ・生け垣の整備 : 補助率70%又は25%（限度額50万円又は20万円） ・土塀の修復 : 補助率70%（限度額200万円） ・板塀・竹垣の新設・修繕 土塀の新設 : 補助率70%（限度額50万円） ・高木の植栽 : 補助率70%（限度額30万円） ・屋根・外壁等の修景 : 補助率50%（限度額50万円） <p>※各々対象区域・条件あり</p> | 景観政策課 076-220-2364 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 既存建築物耐震改修工事費等補助金 | 改 修 | <p>住宅の耐震改修工事等に対する補助</p> <p>対 象：昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手された住宅</p> <p>対象者：住宅の所有者、所有者の承諾を得た既存住宅の使用人又は使用予定者</p> <p>対象工事等及び補助額：</p> <ol style="list-style-type: none"> ①木造の住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断：補助率3/4、限度額15万円 ・耐震改修：補助率10/10、限度額280万円（※利子補給制度を利用する場合は222.5万円） ※過去に市の耐震設計補助を受けた場合は、別途、補助率及び限度額あり ②木造の共同住宅（寄宿舎又は長屋含む） <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断：補助率3/4、限度額15万円 ・耐震設計：補助率2/3、限度額23万円 ・耐震改修：補助率2/3、限度額60万円×住戸数 ③非木造の住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断：補助率2/3、限度額20万円 ・耐震設計：補助率2/3、限度額10万円 ・耐震改修：補助率2/3、限度額170万円 ④非木造の共同住宅（寄宿舎又は長屋含む） <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断：補助率2/3、限度額200万円 ・耐震設計：補助率2/3、限度額100万円 ・耐震改修：補助率2/3、限度額100万円×住戸数と1億円のいずれか低い額 | 建築指導課 建物安全推進室 076-220-2059 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被災木造住宅耐震改修工事費等補助 | 改 建 修 替 | <p>地震によって被災し耐震性が低下した住宅の耐震改修工事等に対する補助</p> <p>対 象：木造戸建て住宅（ただし工事については耐震診断等により耐震性の低下が確認できたものに限る）</p> <p>対象者：り災証明を受けた住宅の所有者（一部親族を含む）</p> <p>対象工事等及び補助額：</p> <ol style="list-style-type: none"> ①耐震診断 ※耐震改修工事又は建替工事を前提とするものに限る <ul style="list-style-type: none"> ……補助率3/4、限度額15万円 ②耐震改修工事（耐力壁の設置、金物補強、基礎の改修や新設、傾斜修復） <ul style="list-style-type: none"> ……補助率10/10、限度額280万円※（※利子補給制度を利用する場合は222.5万円） ③建替工事（現地での建替） <ul style="list-style-type: none"> ……補助率10/10、限度額250万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

〔共 通〕 ①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-------|--------------------------|------------|---|----------------------------------|
| 金 沢 市 | 木造住宅除却工事費補助 | 除 却 | 高齢者等住宅の除却工事に対する補助 対 象：昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手された住宅 耐震診断で倒壊の危険性があると判断された住宅 世帯全員の市税が非課税の高齢者等が居住する住宅 対象区域：木造密集地 補 助 率：除却費の23% 限度額50万 | 建築指導課 建物安全推進室 076-220-2059 |
| | 危険ブロック塀除却補助 | 除 却 | 道路等に面するブロック塀等の除却 ・通学路又は避難路：1㎡につき7,000円（限度額：20万円） ※避難路…緊急輸送道路第1次、第2次路線 ・その他：1㎡につき3,500円（限度額：10万円） | |
| | 危険空き家等除却費補助 | 除 却 | 補助対象①：市の現地調査等により一定の危険度があると判定された個人所有の空き家の解体（除却）工事費 補 助 率：1/2（補助限度額：50万円） ※空き家等が「防災まちづくり協定区域」、「狭小地」又は「無接道地」内に存する場合には、70万円 補助対象②：所有者調査に係る経費 補 助 率：1/2（補助限度額：5万円） ※所有者調査費の補助を受ける場合は、空き家解体費補助の利用が必須 | 建築指導課 空き家活用室 076-220-2136 |
| | がけ地防災工事費等補助 | 改 修 設 置 | がけ地の安全対策工事に対する補助（こう配が30度を超える傾斜地でかつ高さ3mを超えるがけ等） ①防災工事等（地盤調査・工事設計・防災工事） ・地盤調査費：補助率3/4、限度額100万円 ・工事設計費：補助率3/4もしくは1/2、限度額（100万もしくは75万） ・防災工事費：補助率3/4もしくは1/2、限度額（無しもしくは600万） ②応急防災工事費 ・応急防災工事費：補助率3/4もしくは1/2、限度額（90万もしくは60万） ③抑制工事費 ・抑制工事費：補助率3/4もしくは1/2、限度額（360万もしくは240万） ※補助率、限度額は工事対象地の周辺状況により異なる。 | 道路建設課 がけ地対策室 076-220-2612 |
| | 雨水貯留施設等設置補助 | 設 置 | 住宅等の敷地における雨水貯留施設等の設置費に対する補助 ・雨水貯留槽…施設整備費の2/3（上限額 容量により2万円～8万円） ・浄化槽転用雨水貯留槽…施設整備費の2/3（上限額8万円） ・雨水浸透ます…施設整備費の2/3（上限額 内径により1万8千円～3万5千円） | 河川水防課 076-220-2341 |
| | 水洗便所改造資金貸付 | 改 修 | 公共下水道に直結するために便所を改造する資金を無利子で融資 【限度額：70万円】 | お客さま サービス課 076-220-2771 |
| | 創エネ・省エネ・蓄エネ 設備設置費補助金 | 設 置 | ●自己が居住する市内の住宅に①～④の対象設備を設置する方に補助 ●①②のみ需要家が自ら居住する市内の住宅にPPA又はリースにより補助対象設備を設置する 事業者へ補助 ①創・省エネ設備の一体的導入（太陽光発電システム※ ¹ ・HEMS）【5万円】 ②蓄電システム※ ² 【10万円】 ③高効率エネルギー設備（燃料電池システム又はハイブリッド給湯器のいずれかに限る） ・燃料電池システム（エネファーム）【5万円】 ・ハイブリッド給湯器【4万円】 ④断熱窓（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）※ ³ 【限度額5万円】 ※ ¹ 太陽電池の最大出力の合計値が2kW以上のもの（全量売電は補助対象外） ※ ² 蓄電容量が2kWh以上で太陽光発電システム等の設備と常時接続するもの ※ ³ 既存住宅に熱貫流率が2.33W/m ² ・K以下の断熱窓を設置すること 本市内の住宅・事業所に木質のペレットを燃料とするストーブを設置する場合に補助 ⑤木質ペレットストーブ：補助対象経費の合計額の5/6【限度額50万円】 | ゼロカーボンシティ 推進課 076-220-2507 |
| | 生ごみ処理機器購入費補助 | 設 置 | 生ごみ処理機の購入費補助 生ごみ処理機1世帯1台。 ただし、補助金の交付を受けた日から5年経過後、再度購入時申請可能。 購入費の1/2（限度額4万円） | ごみ減量推進課 076-220-2302 |
| | 生活自立のための住まい づくり助成制度 | 改 修 | 介護を要する高齢者・重度身体障害者が、自宅において自立した生活をするため既存住宅をバリアフリー改造する場合に補助（限度額50～100万円） | 介護保険課 076-220-2264 |
| | 里山地域における分家住宅等 建築奨励金制度 | 新 築 入 | 里山地域において、戸建て住宅を新築又は購入する農家の分家世帯員、新規就農者、伝統工芸 従事者に対して助成 【基本額】 借入金の0.5%（限度額10万円） 【加算額】 下記加算措置の合計額（上限額60万円） ・45歳未満加算 借入金の1.5%（限度額30万円） ・子育て世帯加算 借入金の1.5%（限度額30万円） ・移住者加算 借入金の1.5%（限度額30万円） | 農業水産振興課 076-220-2213 |

【共 通】 ①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------|--------------------|---|---|---------------------------------|
| 七尾市 | 七尾産材使用住宅助成金制度 | 新 築 購 入 | 市内に居住するため、七尾産材を5m ³ 以上使用した70m ² 以上の木造住宅を新築（建売住宅の購入を含む）する方に1件あたり10万円を助成 ただし、石川県が実施している「いしかわの森で作る住宅推進事業」に補助金申請をした住宅とする | 農林水産課 0767-53-8510 |
| | 家庭用ごみ減量機器設置補助金 | 設 置 | 生ごみ処理機の購入費補助 生ごみ処理機1世帯1台。 ただし、補助金の交付を受けた日から5年経過後、再度購入時申請可能。 購入費の1/2（限度額3万円） | 環境課 0767-53-8421 |
| | 定住促進住宅取得奨励金 | 新 築 購 入 | 金融機関などで資金を借り入れて住宅を新築または購入した方に奨励金を交付 【対象住宅】延床面積70m ² 以上の1戸建て住宅（併用住宅の場合は居住部分が70m ² 以上） 【奨励金の額】借入額の2%（上限20万円）、中古住宅の場合は1%（上限10万円） 更に、次の①～③の要件に該当する方は奨励金を加算 ①市内建築業者で新築または新築住宅を購入…借入額の1%（上限10万円） ②市外からの転入…借入額の2%（上限20万円） ③申請者の中中学生以下の子どもが同居する場合…一人につき借入額の1%（上限10万円） | 住宅再建課 0767-53-8468 |
| | 空き家改修補助金 | 改 修 | 空き家バンクを利用し、売買または賃貸借した際に、空き家の改修費用の一部を補助 【対 象】費用の合計が10万円を超えるもので、キッチンや浴室の交換、屋根・外壁の塗替え、壁紙・床の張替え等の改修 【助成額】工事費の1/2（上限50万円） | 都市建築課 0767-53-8429 |
| | 既存木造住宅耐震改修事業 | 改 修 | 木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無し（現況図面がある場合） 自己負担5千円（現況図面がない場合） ②耐震改修：定額補助（補助率10/10）、限度額200万円 | |
| | 危険ブロック塀等除却促進事業 | 除 却 | 道路に面する危険なブロック塀の全部又は一部を除却する費用の補助 1m ² につき4千円、限度額10万円 | |
| | 移住定住促進補助金（住宅取得補助） | 新 築 購 入 | 石川県外から転入し、一戸建て住宅を新築または購入（購入に伴う改修を含む）した人に交付。 【補助金額】 新築または購入に伴う費用の50%以内（限度額100万円） ※中古は「市空き家バンク」登録物件に限る。 【対 象 者】次のすべてに該当する人 ①転入前10年以上、石川県外に住んでいた ②転入後、3年を経過していない ③本人が契約者で、費用を負担している ④一時的な滞在ではない ⑤国家公務員及び地方公務員ではないもの | 産業振興課 0767-53-8565 |
| | 移住定住促進補助金（住宅家賃補助） | 賃 貸 | 石川県外から転入し、民間賃貸住宅（集合住宅や一戸建て住宅）に入居した人に交付。 【補助金額】 月額家賃の50%以内（限度額：単身者月額5千円、夫婦月額1万円） 【加 算】 転入時点で15歳未満の子ども1人につき、月額5千円 【対 象 者】次のすべてに該当する人 ①転入前10年以上、石川県外に住んでいた ②転入後、3年を経過していない ③本人が契約者で、家賃を支払っている ④一時的な滞在ではない ⑤国家公務員及び地方公務員ではないもの | 産業振興課 0767-53-8565 |
| | 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | 【障害者】 在宅生活をおくる障害者（65歳未満）の住宅改修費用の助成 対象事業：玄関、トイレ、浴室等の改造、手摺の設置、床段差解消 ほか 対象世帯：生活保護世帯及び市民税非課税世帯であり、以下のいずれかに該当する世帯 ・身体障害者（2級以上）のいる世帯 ※下肢・体幹・運動機能障害3級以上 ・療育手帳（A）のいる世帯 ・精神手帳（1級）のいる世帯 限 度 額：100万円（日常生活用具での住宅改修費優先） | 福祉課 （障害者） 0767-53-8464 |
| | | 改 修 | 【要介護等の認定者】 在宅生活をおくる要介護等認定者（65歳以上）の住宅改修費用の助成 対象事業：玄関、トイレ、浴室等の改造、手摺の設置、床段差解消 ほか 対象世帯：介護保険の要支援または要介護認定を持つ方がいる生活保護世帯及び市民税非課税世帯 対象工事費（上限）：100万円（介護保険制度の住宅改修費優先） | 高齢者支援課 （高齢者） 0767-53-8451 |
| | 水洗便所等改造資金に伴う利子補給制度 | 改 修 | 供用開始後3年以内 100万円まで利子全額補給（償還60ヶ月以内） | 上下水道課 0767-53-1972 |
| | 下水道等排水設備工事費補助金制度 | 改 修 | 供用開始後1年以内 工事費が50万円を超える場合に超える部分について最高30万円 合併処理浄化槽設置者 供用開始後3年以内 工事費の実費相当分（上限30万円） | |
| 七尾市家庭用防災用品購入費補助制度 | 購 入 | 感震ブレーカーの購入 購入費の1/3補助（上限1世帯あたり4,000円） ただし、対象となる感震ブレーカーは以下のとおりとする ・分電盤タイプ（内蔵型・後付型）：一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの ・コンセントタイプまたは簡易タイプ：一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨品の交付を受けているもの | 危機対策課 0767-53-6880 | |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|------------------|---------------------|--|---|-----------------------|
| 小 松 市 | 「ようこそ小松」定住促進奨励金 | 新築 増築 購入 | 小松市外から小松市内に転居する方に対し、自己の住宅を新築または増築・購入する場合、費用の一部を助成 【要件】・市外に3年以上継続して居住している方、もしくは市外に3年以上継続して居住後、小松市内に転入して2年未満の方 ・申請者または配偶者のみの転入も可 ・延床面積75㎡以上（増築の場合は増築部分50㎡以上） 【助成額】新築・増築・購入30万円（45歳以下の若者世帯加算10万円あり） | 建築住宅課 0761-24-8104 |
| | 住まいの小松奨励金 | 新築 | 対象となる分譲宅地を購入して自己の住宅を新築する場合、費用の一部を助成 【要件】・3区画以上で公共施設整備を伴う分譲宅地の購入であること ・延床面積50㎡以上 【助成額】一律10万円 | |
| | 飛行場周辺地区居住環境整備助成金 | 新築 | 航空機騒音区域内で騒音緩和を配慮した自己の住宅を新築する場合、費用の一部を助成 【要件】・居室に遮音性能があるサッシを使用すること ・延床面積50㎡以上 【助成額】基本額85W以上：50(35)万円 80W～85W：30(20)万円 75W～80W：15(10)万円 ※市外業者利用の場合は()内の金額 （「ようこそ小松」加算30万円 3世代住宅加算（同居）20万円（近居）10万円 45歳以下の若者世帯加算10万円あり） | |
| | 3世代家族住宅建築奨励金 | 新築 増築 購入 | 3世代が同居又は近居で住宅を新築または増築・購入する場合、費用の一部を助成 【要件】・親世帯と同居もしくは親世帯の住宅と半径150m以内の敷地に住宅を新築または増築、購入する方 ・延床面積50㎡以上（増築の場合は増築部分50㎡以上） 【助成額】（同居）20万円、（近居）10万円 | |
| | 小松地域産材利用促進事業 | 新築 増築 改修 構築 | 小松地域産材を利用し、小松市内の戸建住宅（延床面積50㎡以上）、その他店舗・工場等の新築、増築、改修又は外構工事を行う場合に、工事費又は材料費の一部を助成 【対象】小松瓦、小松置、小松石材、九谷焼、かが杉 【要件】・小松瓦は20万円以上の工事、その他は5万円以上の工事であること ・かが杉は新築時は50本以上、新築以外は20本以上使用すること 【助成額】工事費や材料費の20%、かが杉は2,600円/本 各材料限度額20万円 ※改修の場合は限度額10万円（瓦のみ一律20万円） | |
| | 空き家有効活用奨励金 | 改修 | 空き家を賃貸物件として貸し出す場合、または自己の居住用に購入して改修する場合、改修費の一部を助成 【対象】空き家バンクの登録物件（戸建住宅のみ）、さかさまバンクの成約物件 【助成額】工事費の1/2（上限40万円） ※市外から転入して2年未満の場合、加算額10万円 | |
| | 空き家バンク・さかさまバンク成約報奨金 | その他 | 空き家の賃貸・売買の契約が成立した場合、その空き家所有者に対して報奨金を交付 【対象】空き家バンクの登録物件（戸建住宅のみ）、さかさまバンクの成約物件 【助成額】一律3万円 | |
| | こまつ二地域居住支援制度 | その他 | 新しい生活様式としての二地域居住の需要を喚起するために、一時的に小松市に滞在し、お試し居住やテレワーク、起業、創作活動、その他地域活性化に資する活動や取組等を行う方に対して家賃の一部を助成 【助成額】家賃の1/2 限度額3万円（一戸建ての住宅）、限度額1.5万円（アパート等） ※同居人数に応じて加算あり | |
| | こまつ新婚すまい応援金 | 新築 改修 購入 賃貸 | 新婚生活のスタートアップにかかる住宅費用（新築・購入・改修・賃貸）や引越し費用を助成 【対象】夫婦ともに39歳以下の新婚夫婦 【要件】夫婦の合計所得が500万円未満 他 【助成額】（29歳以下の夫婦）上限60万円、（39歳以下の夫婦）上限30万円 | |
| | 危険ブロック塀等の除却補助金 | その他 | ブロック塀等の除却に対する工事費の一部を補助 【要件】道路に面し通行人の安全を脅かす恐れがあるコンクリートブロック塀または石塀等（組積造）を除却する工事 【助成額】C B塀：4,000/㎡（上限10万円） 石 塀：10,000/㎡（上限10万円；ただし、50%以上の再使用の場合は15万円） | |
| 住宅耐震・防火対策促進事業補助金 | 改修 | 昭和56年5月31日以前に工事に着工した木造住宅等 ①耐震診断：耐震診断に対し費用の一部を補助 【補助率】4/5 【限度額】12万円 ②耐震改修工事：耐震診断により評点が1.0未満のものを1.0以上とする耐震改修工事を行う際に費用の一部を補助 【補助率】10/10 【限度額】一戸建て住宅 210万円、共同住宅・長屋 420万円（105万円/戸） ③加算工事：耐震改修工事と併せて基礎補強、屋根の軽量化、減築を行う際に費用の一部を補助 【補助率】1/2 【限度額】一戸建て住宅 70万円、共同住宅・長屋 40万円 ④防火改修工事：防火改修工事を行う際に費用の一部を補助 【補助率】1/2 【限度額】50万円 | 建築住宅課 0761-24-8105 | |
| 被災住宅耐震促進事業補助金 | 改修 建替 | 令和6年能登半島地震による罹災証明で「一部損壊」以上の木造住宅等 ①耐震診断：耐震診断に対し費用の一部を補助 【補助率】4/5 【限度額】12万円 ②耐震改修工事・傾斜修復工事：耐震診断により評点が1.0未満のものを1.0以上とする耐震改修工事及びジャッキアップ等により建物の傾斜を修復する工事を行う際に費用の一部を補助 【補助率】10/10 【限度額】一戸建て住宅 210万円、共同住宅・長屋 420万円（105万円/戸） ③加算工事：耐震改修工事と併せて基礎補強、屋根の軽量化、減築を行う際に費用の一部を補助 【補助率】1/2 【限度額】一戸建て住宅 70万円、共同住宅・長屋 40万円 ④建替工事：耐震診断により評点が1.0未満のものを省エネ住宅に建替工事を行う際に費用の一部を補助 【補助率】10/10 【限度額】一戸建て住宅 210万円、共同住宅・長屋 420万円（105万円/戸） | | |

【共通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-------------|----------------------------|--|--|------------------------------------|
| 小松市 | 被災宅地等復旧支援事業補助金 | その他 | 令和6年能登半島地震発生時に住宅等の用に供されていた土地の復旧工事に対する工事費の一部を補助 【対象工事】①のり面の復旧工事 ②擁壁の復旧工事 ③地盤の復旧工事 ④地盤改良工事 ⑤住宅基礎の傾斜復旧工事 【補助率】対象工事費から50万円を控除した額の2/3 【限度額】1宅地当たり7,666,000円 | |
| | 小松市浸水対策事業補助金 | その他 | 宅地地盤のかさ上げ工事に対する工事費の一部を補助 【要件】浸水想定区域(0.5m以上)で住宅の新築や改築等の工事にあわせ宅地地盤を50cm以上かさ上げ工事する者 【助成額】市内業者 対象経費の1/2(上限50万円) 市外業者 対象経費の1/3(上限33万円) | 建築住宅課 0761-24-8106 |
| | 小松市止水板等設置補助金 | その他 | 止水板等を購入、または、止水板等を設置する工事費の一部を補助 【要件】小松市洪水ハザードマップの浸水想定区域などの建物等を所有又は使用している者 【助成額】対象経費の1/2(上限50万円) | |
| | 家庭用生ごみ処理機及びコンポスト等設置事業補助金 | 設置 | 生ごみ処理機又はコンポスト等堆肥化容器(本体)を購入する者に対する補助 ①生ごみ処理機:補助率1/2(上限5万円) ②コンポスト等:補助率2/3(上限7万円)2台まで ※予算の範囲内 | |
| | 小松市再生可能エネルギー設備設置費補助金 | 設置 | 小松市内の住宅(併用住宅を含む)に対象設備を設置する方に対する補助 ①住宅用蓄電システム ・一律5万円 ②住宅用V2H充放電設備 ・一律10万円 ※新築・購入・改修の場合対象 ※設置前に申請をお願いします ※予算の範囲内 | 環境推進課 0761-24-8069 |
| | | | 小松市内の住宅、事務所、店舗、もしくは作業場に設置する方に対する補助 ③バイオマス設備(薪ストーブ・ペレットストーブ・バイオマスボイラ) ・本体価格(税抜)50万円未満:補助額 本体購入金額の1/2(上限10万円) ・本体価格(税抜)50万円以上:補助額 本体購入金額の1/5(上限30万円) ※新築・購入・改修の場合対象 ※設置前に申請をお願いします ※予算の範囲内 | |
| | 小松市第三者所有型再生可能エネルギー設備設置費補助金 | 導入 | 小松市内の住宅(併用住宅を含む)にPPAモデルの太陽光発電システム・蓄電システムを導入する方 ①PPA住宅用太陽光発電システム・住宅用蓄電システム(一体的導入) ・一律5万円 ※自ら支払ったPPAモデルの月額サービス料金が5万円を超えている方 ※予算の範囲内 | |
| | 高齢者自立支援型住宅リフォーム推進事業 | 改修 | 介護が必要な高齢者が生活する住宅のリフォームにかかる費用を助成 【対象者】住民税非課税世帯であり、介護保険の要介護・要支援認定を受けた高齢者等がいる世帯 【補助率・補助限度額】生活保護世帯:100%、100万円 住民税非課税世帯:90%、100万円 ※詳しくは担当ケアマネジャーが長寿介護課まで事前にお問い合わせください。 | 長寿介護課 0761-24-8149 |
| | 障害のある人にやさしい住宅リフォーム推進事業 | 改修 | 在宅で身体障害者(2級以上)※下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)については3級以上、知的障害者A、精神障害者1級のいる住民税非課税世帯または生活保護世帯で、既存住宅を障害者に適するようにリフォームされる方(限度額100万円) ※世帯分離をしていても、同居であれば、その同居者すべて非課税の必要あり。 | ふれあい福祉課 0761-24-8052 |
| | 雨水貯留槽等設置補助金 | 設置 | 雨水を利用する施設の設置費の一部を助成 ①雨水貯留槽 補助額:施設整備費の2/3 限度額:2万円(容量100~200L未満)、3万円(容量200L以上) ②雨水浸透槽 補助額:施設整備費の2/3 限度額:6万円(内径20cm以上) ③浄化槽転用雨水貯留槽 補助額:施設整備費の2/3 限度額:10万円 | |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金 | 設置 | 対象地域内で合併浄化槽を設置する者に対する補助 設置工事費、撤去工事費に対して60%を補助(限度額は人槽によって異なる) | 小松市上下水道 お客様センター 0761-24-8111 |
| | 下水道接続促進補助金 | 改修 | 供用開始後1年以内に合併浄化槽を公共下水道に接続した住宅に工事費の一部を助成(限度額20万円) | |
| | 排水設備工事促進資金 | 改修 | 公共下水道・地域下水道・農業集落排水に接続する排水設備工事(個人住宅)資金の貸付 100万円まで無利子 | |
| | 合併処理浄化槽排水設備工事促進資金 | 改修 | 合併処理浄化槽に接続する排水設備工事(個人住宅)資金の貸付 100万円まで無利子 | |
| 排水設備工事促進資金 | 改修 | 公共下水道に接続する排水設備工事(事業所、マンション等)資金の貸付 500万円まで無利子 | | |
| 勤労者小口資金融資制度 | 新築 改修 購入 | 引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する労働者に資金を融資 建設・購入・中古・宅地・増改築(限度額100万円) ※詳細や申込については北陸労働金庫小松支店まで | 商工労働課 0761-24-8074 | |

【共通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56(1981)年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|----------------|-----------------------------|---|--|--------------------------|
| 輪 島 市 | 生ごみ処理容器等購入助成 | 設 置 | ①生ごみ堆肥化容器（コンポスト）：補助率1/2 限度額4千円 ②電気式生ごみ処理機：補助率1/2 限度額2万円 ※市内の業者より購入したものに限り | 環境対策課 0768-23-1853 |
| | 輪島産材利活用推進事業 | 新 築 増 築 改 修 | 輪島産材を使用した住宅等の新築、増改築又は新築の住宅を購入する者 輪島産材使用量 10m ³ 以上20m ³ 未満：50万円 20m ³ 以上：100万円 | 農林水産課 0768-23-1141 |
| | マリントウン街なみ景観補助金 | 新 築 | 輪島市マリントウン街並み景観基準に適合する住宅：50万円 市内の建築業者により建築された住宅：40万円 輪島産材使用割合50%以上、延床面積1m ² 当たり0.13m ³ 以上輪島産木材を使用した住宅（延床面積80m ² 以上）：30万円 | |
| | 住宅耐震化促進事業 | 改 修 除 却 建 替 | 木造住宅（S56以前の建築に限る）又は令和6年能登半島地震に被災した住宅（一部損壊以上） ①耐震診断・耐震設計：補助率3/4、限度額9万円 【②耐震改修を実施する場合：補助率10/10、限度額20万円】 ②耐震改修工事：補助率10/10、限度額210万円 ③安全対策工事：補助率10/10、限度額50万円 屋根等は外壁の飛散・落下防止対策 ※④と⑤についてはどちらかとなり、①耐震診断の実施が必要 ④耐震除却工事：補助率10/10、限度額50万円 居住誘導区域に住宅を建築することに伴うもの ⑤耐震建替工事：補助率10/10、限度額210万円 同一敷地での住宅の建築 | |
| | 居住誘導促進事業補助金 | 新 築 | 居住誘導区域（輪島市マリントウンを除く。）の区域内に住宅を新築：限度額100万円 ※店舗・事務所等その他居住以外の用途に使用する部分の床面積が、住宅全体の床面積の2分の1未満であること | |
| | 輪島市移住定住支援金 | 新 築 入 居 | Uターン者であって、転入後5年以内に輪島市内に自己の居住用住宅を新築又は購入したものの：50万円 | |
| | 輪島市空家住宅確保支援事業 | 購 入 改 修 | 【転入者向け】 空家の購入費（改修をする購入が対象） 補助率2/3 限度額100万円 空家の改修費（居住部分改修費） 補助率2/3 限度額100万円 ※輪島市空家等利活用推進事業との重複はできません。 | |
| | 輪島市空家等利活用推進事業 | 改 修 | 【市民向け】登録空家の居住部分改修費 補助率1/2 限度額100万円 | |
| | 輪島市宅地等復旧補助金 | 復 旧 | 令和6年能登半島地震により被災した宅地等の復旧補助（限度額あり） ①のり面・擁壁・地盤の復旧工事 ②地盤改良工事（液状化等再発防止） ③基礎の傾斜復旧工事 補助対象工事費：①～③に係る工事費から50万円を控除した額 補助率5/6 | |
| | 輪島市土砂災害特別警戒区域内被災住宅再建支援事業補助金 | 復 旧 | 令和6年能登半島地震により被災した土砂災害特別警戒区域等の区域内に立地する住宅の移転・再建費用の補助（限度額あり） 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ・所有する被災住宅が土砂災害特別警戒区域等（レッドゾーン等）の区域内に立地していること ・土砂災害特別警戒区域等の区域指定前から被災住宅に居住していること ・被災住宅について、令和6年能登半島地震による被災区分が「半壊」以上のり災証明書の交付を受けていること ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと ・市税の滞納がないこと (1)被災住宅を取り壊して石川県内に移転する場合（移転費支援事業） 【補助条件】 ①被災住宅の除却を行うこと ②被災住宅に居住していた方全員が土砂災害警戒区域等（イエローゾーン等）の区域外に移転すること ③移転先が石川県内であること ④除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと 【補助対象経費】住宅除却費、移転等経費及び住宅建設・購入費等の合計額 【補助金額】補助率10/10（限度額300万円） (2)被災住宅を補強して引き続き住む場合（補強費支援事業） 【補助条件】 ①被災住宅の存する敷地でやむを得ず建替え等（部分建替えを含む。）を実施すること ②建築基準法施行令第80条の3の規定が適用される区域に被災住宅の全部又は一部がかかる場合は、当該被災住宅の全部又は一部について住宅補強工事を行うこと 【補助対象経費】補強工事の設計費用及び工事費用 【補助金額】補助率1/2（限度額150万円） | まちづくり推進課 0768-23-1156 |
| 輪島景観重点地区修景整備事業 | 新 築 改 修 | 輪島景観重点地区における補助対象区域内に立地する建築物や工作物の修景行為（外観工事）に対する補助 【対象地区】 ・馬場崎・駅前地区 ・鳳至上町地区 ・總持寺周辺地区 ・まんなか地区 ・長山地区 ・本町周辺地区 【対象経費】 屋根（下屋根、庇等を含む） 補助率2/3 限度額100万円 外壁 補助率2/3 限度額100万円 外部建具 補助率2/3 限度額100万円 外構、工作物等 補助率2/3 限度額50万円 ※新築の場合、指針に定める屋根の補助基準を満たす必要があります | | |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限り。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-----------|------------------|---|---|-----------------------|
| 輪 島 市 | 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | 介護を要する高齢者・重度障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円） | 福祉課 0768-23-1161 |
| | 下水道等普及促進助成金 | 改 修 | 汲取便槽等の撤去、埋立を行う工事を実施した場合、10万円以内を助成（市町村設置型浄化槽は除く） | 上下水道局 0768-22-2220 |
| | | | 既存の和式便器から腰掛式便器への改造助成、5万円以内を助成（65歳以上を含む世帯の場合は10万円以内を助成） | |
| | | | 在宅支援型リフォーム、障害者地域生活支援事業、耐震改修、修景補修、伝統的建造物群保存地区保存条例の助成制度を利用した場合、下水道接続費用の1/5で10万円以内を助成 | |
| 珠 洲 市 | 珠洲木材利活用建築物助成事業 | 新 築 | <ul style="list-style-type: none"> ○交付対象者：本市において木造建築物を新築若しくは増改築又は新築住宅を購入する市民及び事業者 ○交付対象建築物：いずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> (1) 木造建築物に占める県産材の使用割合が2分の1以上。 (2) 木造建築物の購入にあつては、延べ床面積が100㎡以上。 (3) 建築士が設計したもの。 (4) 市内の請負業者が建築したもの。 (5) 県産材の使用量が増改築の場合は5㎡以上。 ○補助金額 <ul style="list-style-type: none"> ・新築又は取得 ㎡当たり3万円とし、100万円以内 ・増改築 ㎡当たり3万円とし、60万円以内 | 産業振興課 0768-82-7767 |
| | 既存建築物耐震改修促進事業 | 診 断 | 昭和56年5月31日以前に工事が着手された一戸建ての木造住宅 【補助額】 ・耐震診断：補助率4/5、限度額12万円 | |
| | 木造住宅簡易耐震診断支援事業 | 診 断 | 木造住宅：昭和56年5月31日以前に工事が着手された一戸建ての木造住宅 被災住宅：令和6年能登半島地震により被災し罹災証明（一部損壊以上）が発行された住宅 【補助の内容】 ・現況図面有り：自己負担なし ・現況図面無し、又は現地調査有り：自己負担なし | |
| | 住宅耐震改修工事費補助金 | 改 修 | 耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事が対象 ※屋根の補修等、補助対象外となる工事もありますので、ご注意ください。 【標準型】耐震改修工事 補助金の額＝補助対象工事費の全部または一部≤上限300万円 【段階型】耐震改修工事 補助金の額＝補助対象工事費（一段階、二段階の合計）の全部または一部≤上限300万円 ※段階型は2段階に分けて耐震改修工事をする方向です。 ※全壊～半壊で公費解体により解体した場合、補助は対象外です。 | 環境建設課 0768-82-7756 |
| | 危険ブロック塀等除却事業補助金 | 除 却 | <ul style="list-style-type: none"> 【補助対象】※以下のすべてに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・安全点検で危険と判断されたブロック塀等 ・道路面から高さが70cmを超えるもの ・指定する道路等に面するもの ※道路等：指定避難路（珠洲市地域防災計画で指定したもの）、国道、県道、市道 【補助額】 <ul style="list-style-type: none"> ・危険なブロック塀等の除却に要する費用の2分の1以内（上限10万円） ・除却後に、新たな塀等の設置に要する費用の2分の1以内（上限10万円） ※新たな塀等…倒壊防止に十分配慮されたブロック塀等以外の軽量の塀、フェンス、生垣等 | |
| | がけ地災害防止事業費補助金 | 改 修 | 崩壊する恐れのあるがけ地で、建築物及び居住者その他の者に危害が生じるおそれがあるがけ地 【補助額】 がけ地災害防止事業に要する経費の1/2以内の額（限度額100万円） | 環境建設課 0768-82-7757 |
| 空き家改修費補助金 | 改 修 | <p>珠洲市空き家バンク登録物件の買主、借主又は貸主に対し、当該物件の改修費用の一部を補助 【補助額】 改修費用の1/2（限度額100万円。ただし子育て世帯は150万円）</p> <p>【対象者（以下の全てに該当する者）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①20歳以上であること ②当該物件の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から3年を経過しないこと ③当該物件の売買又は賃貸借に係る契約相手（法人の場合は代表者）の2親等以内の親族でないこと ④空き家の購入又は改修に関して国、県又は市の他の補助等を受けていないこと ⑤自らの負担で改修をしようとする ⑥世帯全員が市税等を滞納していないこと ⑦当該物件でこれまでに本補助制度の適用を受けたことがないこと <p><買主又は借主が申請する場合> 上記①～⑦に加え、当該物件に補助金交付日から5年以上定住する意思があること</p> <p><貸主が申請する場合> 上記①～⑦に加え、当該物件を補助金交付日から1年以上U・Iターン世帯に賃貸し、かつ5年以上珠洲市空き家バンク物件として登録を継続する意思があること（ただし、珠洲市が指定する宅地建物取引業者の仲介による売買契約が成立した場合を除く）</p> <p>※本補助金の交付日から5年未満において上記要件を欠くに至った場合には、交付日からの期間に応じて補助金の返還を求める</p> <p>【対象となる改修】 住宅としての機能向上のための改修 ※ただし、改修の施工は市内の法人又は個人事業者に限る ※空き家購入費補助金との併用は不可</p> | 企画財政課 （移住定住推進係） 0768-82-7726 | |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-------------|------------------------|--------------------|---|------------------------------------|
| 珠 洲 市 | 空き家購入費補助金 | 購 入 | <p>珠洲市空き家バンク登録物件を購入した者に対し、当該物件の購入費用の一部を補助 【補助額】 購入費用の1/3（限度額100万円。ただし子育て世帯は150万円） 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①20歳以上であること ②空き家売買契約の買主であること ③空き家の売主の2親等以内の親族でないこと ④世帯全員が市税等を滞納していないこと ⑤空き家購入又は改修に関しての国、県又は市の制度による他の補助等を受けていないこと ⑥これまでに本補助制度の適用を受けたことがないこと ※本補助金の交付日から5年未満において上記要件を欠くに至った場合には、交付日からの期間に応じて補助金の返還を求める ※空き家改修費補助金との併用は不可</p> | 企画財政課 (移住定住推進係) 0768-82-7726 |
| | 移住定住促進補助金 | 賃 貸 | <p>U・Iターン世帯の世帯主に対し家賃の一部を補助 【補助額】 家賃の1/2以内かつ 1年目：限度額3万円/月 2年目：限度額2万円/月 3年目：限度額1万円/月 ※世帯員のうち1人以上がU・Iターン者でない場合は、限度額がそれぞれ1/2となる 【対象者（以下の全てに該当する者）】 ①転入月以降に初めて家賃を支払う月（日割計算となる月を除く）から3年以内であること ②市内の賃貸住宅等を自世帯の居住を目的に使用すること ③世帯全員が本市に住所を有すること ④世帯全員が事業主等からの住居手当を受けていないこと ⑤世帯全員が市税等を滞納していないこと ⑥補助金の交付後に市外へ転出したことがある者が世帯にいないこと</p> | |
| | 木質バイオマスストーブ 購入費補助金 | 購 入 | <p>自己の住宅又は団体の事務所・活動施設に木質バイオマスを燃料とするストーブを設置する場合に補助 【補助額】 購入費の1/3（限度額10万円） 【対象者】 ①ストーブを購入した日の属する年度に当該ストーブの設置を完了すること ②木質ペレット、薪又は炭など木質バイオマスを燃料とするストーブであること ③未使用のストーブであること ④市税等を滞納していないこと</p> | 企画財政課 (自然共生係) 0768-82-7726 |
| | 住宅等太陽光発電システム 設置費補助金 | 設 置 | <p>自ら居住する市内の住宅（併用住宅を含む）もしくは集会施設に太陽光発電システムを設置するもの又は売電住宅供給者等から市内に太陽光発電システム付き住宅を新たに購入した者に対し、設置費用の一部を補助 【補助額】 システムの最大出力1kWあたり7万円を乗じて得た額（限度額30万円） ※ただし、市内に本店、支店、営業所等を有する施工事業者等が施工するシステムを補助対象とする 【対象者】 ①市内に住所を有する者（自治組織にあっては、その構成員が市内に住所を有する者） ②個人の場合は、市税等を滞納していないこと ③過去に太陽光発電システムの設置に要する補助金の交付を受けたことがない者</p> | 企画財政課 (自然共生係) 0768-82-7726 |
| | 生ごみ処理容器等設置補助金 | 設 置 | <p>【対象者】 市内に住所を有し、市内の事業所等から生ごみ処理容器等を購入したもの 【補助額】 ・生ごみ処理容器（コンポスト） 補助率：1/2以内（限度額：3千円、2台まで） ・電気式生ごみ処理機 補助率：1/3以内（限度額：2万円、1台まで）</p> | 環境建設課 0768-82-7743 |
| | 水環境向上促進助成金 | 改 修 | <p>下水道及び浄化槽に接続する排水設備工事に対する助成金 【補助額】 ・生活保護世帯：50万円以内を助成 ・その他の世帯：排水設備工事費の1/5以内（供用開始後3年以内は限度額10万円、3年経過後は限度額3万円）</p> | 環境建設課 0768-82-7786 |
| | 珠洲市未来につなぐ里海 環境向上助成金 | 改 修 | <p>下水道に接続する排水設備工事に対する助成金 【対象者】中学生以下の児童・生徒が同居する世帯 【補助額】排水設備工事費の1/5以内（限度額10万円） ※水環境向上促進助成金との併用は不可 ※新築に伴う下水道接続は不可</p> | |
| | 在宅支援型住宅リフォーム 推進事業 | 改 修 | <p>介護を要する高齢者・重度障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円）</p> | 福祉課 0768-82-7749 |
| | 珠洲市住まい再建支援金 交付事業 | 新 築 新築購入 修 繕 | <p>【対象者】 ①生活の本拠となる住まいの罹災証明書の被害区分が半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊または長期避難世帯のいずれかの世帯（被災証明書は対象外）が、市内で新たに住まいを新築または新築物件を購入した場合 ②一部損壊以上で住家を大規模修繕した場合 【支援額】 1件あたり、費用の10%を助成（子育て世代は15%助成） 【上限額】 ○新築・新築購入の場合：200万円（子育て世代は300万円） ○修繕の場合：100万円（子育て世代は150万円） 【申し込み締め切り】 令和6年能登半島地震：令和9年2月 令和6年奥能登豪雨：令和9年10月</p> | 環境建設課 0768-82-7756 |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|--------------|-----------------------------------|---|--|-----------------------|
| 珠 洲 市 | 珠洲市住まい修繕支援金交付事業 | 修 繕 模様替え | 【対象者】 準半壊または一部損壊の罹災証明書を交付され、自宅を修繕・模様替えする方が対象。 準半壊の場合は修繕費用が100万円以上、一部損壊の場合は修繕費用が20万円以上の場合が対象となる。 【支援額】 修繕費の10%を助成（上限30万円） 【申し込み締め切り】 令和6年能登半島地震：令和9年2月 令和6年奥能登豪雨：令和9年10月 | 環境建設課 0768-82-7756 |
| 加 賀 市 | 生ごみ処理設備設置事業補助金 | 設 置 | 家庭から出る生ごみの自家処理を促進するための生ごみの堆肥化容器 ・コンポスト等（1容器）：補助率50%以内（限度額3千円） ・密閉処理容器（2容器）：補助率50%以内（限度額2千円/1容器） ・生ごみ処理機（1基）：補助率50%以内（限度額1万円） | 環境課 0761-72-7885 |
| | 住宅用太陽光発電システム・住宅用リチウムイオン蓄電池設置事業補助金 | 設 置 | 【対象者】 ・自ら居住する市内の住宅に、太陽光発電システム又は住宅用リチウムイオン蓄電池を設置する方 ・PPAモデル又はリース事業による契約に基づき、太陽光発電システム又は住宅用リチウムイオン蓄電池を設置する事業者 【太陽光発電】 太陽電池の最大出力1kWあたり3万円（限度額15万円） ※太陽電池の最大出力2kW以上等の要件あり 【蓄電池】（併用可） 一律：30,000円 ※蓄電容量の合計が1.0kWh以上等の要件あり | 環境課 0761-72-7892 |
| | 木造住宅耐震診断事業 | 診 断 | 簡易耐震診断：自己負担無（現況図面有り、在来木造住宅） 上記以外の住宅の場合、一部自己負担（5,000円）で実施 ※補助対象住宅は、昭和56年6月1日以前に建築された住宅 | 建築指導室 0761-72-7935 |
| | 被災木造住宅耐震診断事業 | 診 断 | 簡易耐震診断：自己負担無（現況図面有り、在来木造住宅） 上記以外の住宅の場合、一部自己負担（5,000円）で実施 ※補助対象住宅は、年代は問いません。被災していることがわかる資料（罹災証明書）が必要 | |
| | 木造住宅耐震改修事業 | 改 修 | ①耐震設計：補助率2/3、限度額20万円 ②耐震改修：補助率10/10 限度額230万円 | |
| | 被災木造住宅耐震改修事業 | 改 修 | 補助率10/10 限度額230万円 ※補助対象住宅は、年代は問いません。被災していることがわかる資料（罹災証明書）が必要 | |
| | 危険ブロック塀等撤去費補助制度 | 撤 去 | 【補助対象工事】 ①道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で建築基準法の規定に適合しないもの ②道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で傾き、ひび割れ等の劣化が著しいもの 【対象者】 市税等の滞納がない個人又は法人 過去に同一敷地内において、この補助制度による補助金の交付を受けていないこと 他の制度による補助金等の交付を受けていないもの 【補助金額】 4,000円/m ² （上限10万円） | |
| | 危険空家等除却費補助 | 除 却 | 現地調査により一定の危険度があると判定された空家等について、所有者等が行う除却工事の費用を補助 補助率：2/5（補助限度額：50万円） | |
| | 加賀市住宅リフォーム助成事業 | 改 修 | 介護を要する高齢者・重度心身障害者のいる低所得世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円） | 介護福祉課 0761-72-7853 |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 設 置 | 合併処理浄化槽の設置助成対象区域において単独処理浄化槽及びくみ取便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置するもの。 ※但し新築に伴う設置は対象除外となります。 5人槽：390,000円／7人槽：474,000円／10人槽：660,000円 単独処理浄化槽の撤去費補助：120,000円 ※単独処理浄化槽を完全撤去する場合のみが撤去費補助対象となります。 | 経営管理課 0761-72-7953 |
| | | 改 修 | 合併処理浄化槽の設置に伴う排水設備に係る費用として、上限100万円まで無利子貸付 | |
| | 水洗便所改造資金貸付制度 | 改 修 | 下水道工事に係る排水設備費用として、100万円まで無利子貸付（事業者は500万円まで） | 経営管理課 0761-72-7953 |
| | 排水設備等改造資金利子補給 | 改 修 | 下水道接続に伴う水廻り工事500万円まで利子補給 ※下水道接続していない住宅で、新築以外の住宅が対象となります。 | |
| 下水道接続促進補助金制度 | 改 修 | ①下水道が使用可能になった地域で、供用開始日から3年以内に既設の合併処理浄化槽を廃止し接続工事を行う場合 限度額20万円 ②下水道が使用可能になった地域で、供用開始日から3年以内に既設の単独処理浄化槽または汲み取り式便所を廃止し接続工事を行う場合 限度額3万円 ※移住特例措置有り | | |
| 住宅取得助成事業 | 新 築 入 居 | 加賀市で定住するために、住宅を新築または購入した45歳未満の人に交付。 ※中古物件は、加賀市空き家バンク制度登録物件に限る。 【補助金額】 住宅取得に要した費用の50%以内（限度額10万円） 移住者加算、子ども加算、市内業者施工加算、空き家バンク登録物件、居住誘導区域加算有り 【対 象 者】 次のすべてに該当する人 ①契約日において45歳未満であること ②対象住宅に5年以上定住する意思があること ③市税等の滞納がないこと ④取得した住宅の所有権を2分の1以上持つこと | 企画課 0761-72-7840 | |

【共 通】 ①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
 ②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|--------------------|-----------------------|--|---|-----------------------|
| 羽 昨 市 | 住まいづくり奨励金交付事業 | 新 築 入 | <p>新築住宅の取得に対して助成 住宅の新築（建替えも含む）・新築住宅の購入</p> <p>【基本奨励金額】 一律30万円</p> <p>【加算奨励金額】 市内業者：20万円（市内に事務所がある住宅建設関連事業者） 転 入 者：50万円（転入後2年以内の方で住宅の名義人となる方） ※再転入の方は、再転入以前に他市町に継続して2年を超えて住所を定めた方 子育て世帯：30万円（子がいる世帯） 三世代同居世帯：30万円（子、親、祖父または祖母のいる世帯） 若者世帯：30万円（35歳以下で住宅の名義人となる方） 女性応援：30万円（会社等に勤務または自営で働く独身女性で単独名義人となる方） 居住誘導区域：30万円（立地適正化計画で定める居住誘導区域） ZEH Oriented：10万円（ZEH又はNearly ZEHの場合20万円） ※ZEH Orientedの条件を満たしていない住宅の加算奨励金については、2分の1を乗じた金額とする。 ※子の要件：交付申請年度の4月1日時点で18歳未満。妊娠中の場合も対象 ※奨励金は内20万円までは地域商品券で支給し、残りは現金で支給します。</p> | 地域整備課 0767-22-9645 |
| | 省エネルギーリフォーム補助金 | 改 修 | <p>省エネ基準、ZEH基準のリフォームに対して補助（BELS等の第三者認証が必要）</p> <p>①省エネ基準：限度額30万円（補助率10/10） ②ZEH基準：限度額70万円（補助率10/10）</p> | |
| | 空家リフォーム再生事業助成金 | 購 入 改 修 | <p>空家の購入・改修</p> <p>(1) 購入（自己の住居または事業用として使用するための空家の購入）</p> <p>①転入者：取得費の1/3（限度額50万円） ②転入者以外：取得費の1/3（限度額20万円） 加算助成金 若者世帯：一律10万円 申請者が35歳以下 女性応援：一律10万円 申請者が会社等に勤務または自営で働く独身女性 居住誘導区域：一律30万円 立地適正化計画に基づく区域内</p> <p>(2) 改修（住居または事業用として使用するための空家の改修）</p> <p>①市内業者利用 工事費の1/3（限度額60万円） ②市外業者利用 工事費の1/3（限度額30万円） 加算助成金 若者世帯：一律10万円 申請者が35歳以下 女性応援：一律10万円 申請者が会社等に勤務または自営で働く独身女性 居住誘導区域：一律30万円 立地適正化計画に基づく区域内</p> <p>※上記の加算助成金は購入又はリフォームのいずれかに加算されます。 ※加算助成金を含めた助成金額は、経費の1/3を上限とする。 ※空家は昭和56年6月1日以降に着工されたもの（昭和56年5月31日以前に着工された建築物で耐震性を満たした建築物を含む。）</p> | |
| | 耐震住宅リフォーム支援事業 | 改 修 | <p>①耐震診断：補助率10/10、限度額15万円 ②耐震補強計画＋耐震改修工事：補助率10/10、限度額280万円 ③簡易耐震補強工事：補助率10/10、限度額15万円 ④建替え工事：補助率 従前の住宅の延床面積×2.25万円または280万円のいずれか低い方、限度額280万 加算助成金 市内業者：一律20万円（耐震改修工事のみに加算） <代理受領制度の導入> 市が申請者から委任された施工業者等に直接補助金を支払う制度</p> | |
| | 住宅浸水対策助成事業 | 改 修 | <p>住宅の基礎のかさ上げ工事等にかかる経費の一部を助成（新築時の浸水対策を含む）</p> <p>■助成対象区域 ・羽昨市洪水・内水ハザードマップ浸水想定区域等</p> <p>■助成対象事業 ・盛土工事・基礎のかさ上げ工事によって、既存住宅の居室の床面の50cm以上の引上げとなる事業 ・既存住宅の敷地への浸水を防止するコンクリート塀等の設置</p> <p>■助成額 助成対象経費の1/2（最大100万円）</p> | |
| | 水洗便所等改造資金融資斡旋制度（利子補給） | 改 修 | 工事費100万円まで融資斡旋し、6%まで利子額補給（供用開始から3年以内） | 上下水道課 0767-22-7133 |
| | 水洗便所等改造工事助成金制度 | 改 修 | <p>自己資金の人を対象に供用開始後1年以内（6万円以内）、2年以内（4万円以内）、3年以内（2万円以内）</p> <p>生活保護世帯 50万円以内を助成</p> | |
| | 生ごみ処理機等の購入費助成 | 設 置 | <p>生ごみ処理機等の購入に対する助成</p> <p>生ごみ処理機：購入金額の1/2以内（限度額3万円） コンポスト容器：限度額3千円/個 生ごみ水切りバケツ：限度額1千円/個 ダンボールコンポスト容器：限度額1千円/個 しぼれる三角コーナー：限度額1千円/個</p> | 生活安全課 0767-22-7137 |
| 家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助 | 設 置 | <p>家庭用リチウムイオン蓄電池の購入、設置に対する助成。</p> <p>一律5万円（地域商品券）※市内在住者・転入者の区分なし</p> | | |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------|--------------------------|---|--|---------------------------|
| 羽 咋 市 | 電気自動車等用V2H充電設備設置費補助 | 設 置 | 電気自動車等用V2H充電設備を設置する住宅1棟又は事業所の建物1棟につき1基に対して補助。 一律5万円 ※現に居住しているもの若しくは居住しようとする個人又は市内に事業所を有し、市内の事業所に設備を設置しようとする個人事業主若しくは法人 | 生活安全課 0767-22-7137 |
| | 住宅太陽光発電システム設置補助事業 | 設 置 | 既存住宅への太陽光発電システム（10kW未満）の設置に対して補助。（PPAに基づく太陽光発電システム含む） 一律10万円 | |
| | 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | 介護を要する高齢者・重度身体障害者等のいる住民税非課税世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円） | 地域包括ケア推進室 0767-22-5314 |
| か ほ く 市 | かほく市若者マイホーム取得奨励金 | 新 築 入 居 | 市内への定住を促進するため、45歳未満の方が住宅を新築・購入し生活する場合に助成 ①新築・購入（新築） ア) 転入者：借入金額の5%（限度額80万円） イ) 市内在住者：借入金額の5%（限度額50万円） ウ) 市内建築業者活用：20万円加算 ②購入（中古） ア) 転入者：借入金額の10%（限度額100万円） イ) 市内在住者：借入金額の10%（限度額80万円） ウ) 市内不動産業者活用：10万円加算 エ) 市空き家バンク登録物件：5万円加算 上記①、②それぞれについて、 ア) 県外から直接かほく市に転入の場合 30万円加算 イ) 市新婚さん住まい応援事業補助金受給者 または U I J ターン 住 ま い 補 助 金 受 給 者 の 場 合 50万円加算 ウ) 三世代同居・近居者の場合 20万円加算 | 地域創生課 076-283-7132 |
| | かほく市新婚さん住まい応援事業補助金 | 賃 借 | 40歳未満の新婚夫婦が市内の民間賃貸住宅または特定公共賃貸住宅に入居した場合に月額1万円を補助します。（最大24ヶ月間） 【加算】 ・夫婦ともに市外転入者 5千円×2年間 ・夫婦のいずれかが転入者 5千円×1年間 補助対象期間延長：補助対象期間中に出産した場合、期間を1年間延長 5千円×1年間（3年目） | |
| | かほく市UIJターン住まい補助金 | 賃 借 | かほく市の定住促進を図るため、県外からの移住者が市内の民間賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅に入居した場合に家賃補助をします。一世帯当たり月額2万円×2年間 | |
| | かほく市空き家バンク登録促進奨励金 | その他 | 空き家バンクの登録を促進し、空き家の利活用を図るため、空き家の所有者が空き家バンクへ物件を登録した際に奨励金を交付します。（1物件1回限り3万円） | |
| | かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金 | 設 置 | 自己が所有し、かつ居住する市内の住宅に太陽光発電システム、ペレット・薪利用システム、定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する方、又は自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入する方 ①太陽光発電システム：1kWあたり4万円（限度額16万円） ②ペレット・薪利用システム：補助率1/2（限度額5万円） ③定置用リチウムイオン蓄電システム：補助率1/2（限度額10万円） | |
| | かほく市電気式生ごみ処理機購入費補助金 | 設 置 | 電気式生ごみ処理機の購入費補助 電気式生ごみ処理機：購入費の1/3（限度額2万円） 1世帯1台。ただし、補助金の交付を受けた日から5年以上経過し、故障等により使用不能の場合再度購入時申請可能。 | 防災環境対策課 076-283-7124 |
| | かほく市空家等家賃支援補助金 | その他 | 空き家バンクに登録された空き家について空き家の借家人に家賃を補助 月額1万円（24ヶ月間まで） | |
| | かほく市空家等改修支援補助金 | 改 修 | 空き家バンクに登録された空き家について空き家の購入者、借家人が行う改修を補助 補助率1/2（限度額100万円） | |
| | かほく市空家等除却支援補助金 | その他 | 空き家の所有者等が行う空き家の除却を補助 補助率1/2（限度額50万円） | |
| | かほく市耐震改修促進事業 | 改 修 | ①簡易耐震診断：現況図面あり 自己負担なし 現況図面なし 自己負担5千円 ②耐震診断：補助率9/10、限度額10万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額280万円 | |
| かほく市危険ブロック塀除却補助制度 | その他 | <対象> コンクリートブロック塀であり ①道路に面して設置されているもの ②倒壊により、通行人の安全を脅かす恐れのあるもの <補助金額> 4,000円×取壊し面積（㎡）※限度額100,000円 | 都市建設課 076-283-7104 | |
| かほく市木の家づくり奨励金 | 新 改 築 入 居 | <対象> 市内に自ら居住するため、石川県産スギ柱50本以上使用して木造住宅を新築又は購入する方（※増改築はスギ柱20本以上使用した場合対象） ・対象柱：長さ2m以上、幅及び厚さ10.5cm以上 ・柱1本あたり2,500円（限度額25万円） ・市内業者を利用した場合5万円を上乗せ補助 | 農林水産課 076-283-7105 | |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|---|------------------------|--|---|---|
| かほく市 | 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | <p><対象者></p> <p>【高齢者在宅支援型住宅リフォーム推進事業の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者のいる世帯 ・生活保護法に規定する介護扶助の対象者のいる世帯 <p>【障害のある人にやさしい住宅リフォーム推進事業の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者2級以上の交付を受けた者（ただし、下肢、体幹機能障害または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）については3級以上） ・知的障害のある者であって療育手帳Aの交付を受けた者のいる世帯 ・精神障害のある者であって精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者のいる世帯 <p><基準額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法による被保護世帯は、補助限度額100万円で、対象経費の補助率100% ・住民税非課税世帯は、補助限度額100万円で、対象経費の補助率90% ・住民税均等割のみ課税世帯は、補助限度額50万円で、対象経費の補助率70% | <p>長寿介護課 (高齢者) 076-283-7122</p> <p>健康福祉課 (障害者) 076-283-7120</p> |
| | 水洗便所等改造資金融資のあっせん（利子補給） | 改 修 | 融資額60万円までの利子全額補給（供用開始から3年以内） | 上下水道課 076-283-7106 |
| | 水洗便所等改造資金助成金 | 改 修 | 自己資金の人を対象に4万円以内を助成（供用開始から3年以内） | |
| 合併浄化槽設置済者の下水道接続への上乘せ助成 供用開始後1年以内（20万円）、2年以内（15万円）、3年以内（10万円） | | | | |
| 生活保護世帯 工事費60万円を限度とし、2/3を助成（供用開始から3年以内） | | | | |
| | | | 非課税世帯 工事費60万円を限度とし、2/3を助成（供用開始から3年以内） | |
| 白山市 | 若者・子育て世帯定住奨励金 | 新 築 入 居 | <p>45歳未満で、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、白山市内に新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付</p> <p>【要 件】・令和8年4月1日において45歳未満 ・延床面積75～280㎡（平屋の場合55㎡以上）</p> <p>【奨励金額】基本額と加算額の合計額（最大90万円） （基本額）30万円（住宅ローンの10%以内） （加算額）35歳未満の若者世帯…20万円 18歳未満の子どもがいる子育て世帯…30万円 婚姻3年未満の新婚世帯…10万円</p> | シティプロモーション推進課 076-274-9511 |
| | 白山ろく地域定住奨励金 | 新 築 入 居 | <p>白山ろく地域（河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰）において、償還期間が10年以上の住宅ローンを借りて、新築住宅を建築・購入する方に奨励金を交付</p> <p>【要 件】・白山ろく地域で、新築住宅を建築・購入する方 ・延床面積75～280㎡（平屋の場合55㎡以上）</p> <p>【奨励金額】住宅ローンの10%以内で、上限100万円</p> | |
| | 三世代ファミリー同居奨励金 | 新 築 入 居 改 修 | <p>新たに三世代での同居を始めるため、白山市内で住宅を新築、新築購入、増改築、リフォームする方に奨励金を交付</p> <p>【要 件】・子供（18歳未満）、親、祖父母による三世代 ・新築等に要した費用が100万円以上であるもの ・三世代同居を始めるために、住民票を異動した方</p> <p>【奨励金額】</p> <p>①新築：基本額と加算額の合計額（最大90万円） （基本額）60万円 （加算額）35歳未満の若者世帯…20万円 婚姻3年未満の新婚世帯…10万円</p> <p>②リフォーム：30万円</p> | |
| | 新婚夫婦賃貸住宅家賃助成金 | 賃 借 | <p>市内の民間賃貸住宅等に居住する45歳未満の新婚世帯に家賃を助成</p> <p>【要 件】・婚姻届を提出してから1年未満 ・夫婦どちらも45歳未満</p> <p>【助成金額】家賃1か月相当額で上限5万円</p> | |
| 克雪化促進事業補助金 | 設 置 新 設 | <p>①屋根融雪装置設置・更新 自宅の屋根に融雪装置を設置する方、屋根雪融雪装置のボイラー等を更新（交換）する方に補助金を交付</p> <p>【要 件】・熱エネルギーを利用した融雪装置（太陽光発電パネルを除く） ・併用住宅の場合、居住部分の面積が延床面積の1/2以上</p> <p>【補助金額】 （新規設置）設置費用の1/2以内で、上限100万円 （全設備更新）費用の1/2以内で、上限100万円 （部分的更新）費用の1/2以内で、上限20万円</p> <p>②安全装置設置 屋根雪下ろし作業時の安全装置を設置する方に補助金を交付</p> <p>【要 件】安全対策に資する装置（命綱固定アンカー、固定梯子等）</p> <p>【補助金額】設置費用の1/2以内で、上限15万円</p> | 企画課 076-274-9503 | |
| | 購 入 | <p>③除雪機械購入 自宅用の除雪機械を購入する方に補助金を交付</p> <p>【要 件】・20万円以上のもの ・市内の販売店での購入 ・併用住宅の場合、居住部分の面積が延床面積の1/2以上</p> <p>【補 助 額】購入費用の1/5以内で、上限10万円</p> | | |
| | 市民福祉小口資金融資制度 | 改 修 | <p>引き続き1年以上市内に居住している在宅重度身体障害者が、金融機関から住宅改造資金の融資を受ける際に、融資利率2.8%を超える利子分を補助</p> <p>【融資限度額】80万円 【償 還 期 間】3年以内</p> <p>※事前に金融機関での審査が必要。</p> | 生活支援課 076-274-9509 |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|------------------|-------------------|--|---|--|
| 白山市 | 勤労者小口資金融資制度 | 新築 購入 改修 | 引き続き1年以上市内に居住し、同一事業所に1年以上勤務する労働者に資金を融資 ※建設・購入・中古・宅地・増改築（限度額100万円） | 商工課 076-274-9542 |
| | 地域材利用促進事業補助金 | 新築 購入 増改築 | 市産木材を普及促進するため、白山市内で自ら居住するために、住宅を新築、新築住宅を購入及び所有する住宅を増改築する方に補助 【要件】建築士が設計した住宅であり、乾燥した地域材の柱（長さ3m以上、幅及び厚さ10.5cm以上であるもの。）が20本以上使われていること。 （新築の場合は床面積80㎡以上） 【補助金額】柱1本あたり2,600円（限度額25万円） | 森林対策課 076-272-1965 |
| | 高齢者世帯屋根融雪化等促進事業 | 設置 | 河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰の区域に居住する高齢者のみ世帯または障害者のみ世帯の方に補助 ①屋根融雪装置（限度額50万円） ②ロードヒーティング（限度額50万円） ※①は石川県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金の借入を条件とする。 | 長寿介護課 076-274-9529 |
| | 空き家活用奨励金 | その他 | 空き家バンク登録物件の賃貸借又は売買が成約した場合、登録時の所有者に奨励金5万円を交付（1物件1回限り） | 建築住宅課 076-274-9561 |
| | 空き家改修補助金 | 改修 | 市内の空き家バンク登録物件成約後、改修する所有者、購入者又は賃借人に補助金を交付 【要件】・白山市空き家バンク登録物件であること ・改修費用が10万円以上であること 【補助金額】改修費用の1/2以内で、上限50万円 ※白山ろく地域（河内、吉野谷、鳥越、尾口、白峰）は上限100万円 | |
| | 住宅・建築物耐震改修促進事業 | 改修 | 木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無料（現況図面あり） ※図面がない場合や現地調査が必要な場合は5千円の自己負担が必要 ②耐震改修：補助率10/10、限度額210万円 | |
| | 危険ブロック塀撤去費補助金 | その他 | ブロック塀等の除却に対する工事費の一部を補助 【要件】道路に面し通行人の安全を脅かす恐れがあるコンクリートブロック塀または石塀等（組積造）を除却する工事 【補助金額】C B 塀 4,000円/m ² （限度額10万円） 石塀（組積造）6,000円/m ² （限度額10万円） | |
| | エコハウス設備設置事業費補助金 | 設置 | 次のいずれかに該当する方に補助①自ら所有し居住する市内の住宅にシステムを設置する方、②システムが設置された市内の住宅を購入し居住する方③市民が所有し居住する市内の住宅に当該市民を需要家として、PPA又はファイナンスリースにより住宅用太陽光発電システムと蓄電池を設置する方。 ①住宅用太陽光発電システム（2kW以上）＋住宅用蓄電システム（2kWh以上）：最大10万円 ①のみPPA、ファイナンスリースを含む ②住宅用太陽光発電システム（2kW以上）＋V2H充放電設備：最大10万円 ②住宅用蓄電システム（太陽光発電設置済み）：最大5万円 ③V2H充放電設備（太陽光発電設置済）：最大5万円 ④HEMS（①または②と同時設置）：最大1万円 ⑤木質バイオマスストーブ（ペレット・薪）：最大8万円 ⑥開口部の断熱改修：最大5万円 | 環境課 076-274-9538 |
| | 家庭用生ごみ処理機設置事業費補助金 | 設置 | 未使用の家庭用電気式生ごみ処理機（ディスポーザ単体を除く）を購入する市内の方に、購入価格の1/2（最大4万円）を補助。 | 長寿介護課 （高齢者） 076-274-9529 障害福祉課 （障害者） 076-274-9526 |
| | 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 | 改修 | 生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ要介護認定または要支援認定を受けている方、特定の障害を有する方のいる世帯を対象に、居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成（限度額100万円） | |
| 水洗便所設置に係る融資・助成制度 | 改修 | 工事費の範囲内で80万円を限度とし、無利子貸付 生活扶助世帯 工事費の範囲内で25万5千円を限度に助成 | 上下水道課 076-274-8130 | |
| 能美市 | 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 | 改修 | 介護を要する高齢者や障がい者の生活の自立を支援するための住宅リフォームに対し、費用の一部を助成する 【対象者】 ・介護保険法に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた者のいる世帯 ・生活保護法に規定する介護扶助の対象者のいる世帯 ・身体障害者2級以上の交付を受けた（下肢、体幹、移動機能障害については3級以上）者のいる世帯 ・知的障害のある者であって療育手帳Aの交付を受けた者のいる世帯 ・精神障害のある者であって精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者のいる世帯 【助成限度額】 ①生活保護法による被保護世帯：100万円（補助率100%） ②住民税非課税世帯：100万円（補助率90%） ※上記以外の世帯及び過去に本事業助成又はバリアフリー住宅助成を受けた世帯は対象外 ※介護保険制度や障害福祉制度からの給付を受ける場合は減額となる場合あり | 福祉課 0761-58-2230 |

【共通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|----------------|------------------|--|---|-----------------------|
| 能 美 市 | 加賀の木づかい奨励金 | 新築 改修 | 加賀地域の森林から伐採され加工された木材を使用した住宅を新築・増築・改築・建売住宅を購入または空き家等を購入し地域産木材を使用して改修する者に対し交付する 【新築、増築、改築、建売住宅を購入する場合】 (基本要件) ①住戸の専用面積が75㎡以上の住宅 ②加賀地域産木材を0.12m ³ /m ² 以上使用 (加 算) ③全使用木材の50%以上を市内業者から納入 (補 助 額) 施工者の住所が市内の場合 ①②をすべて満たす：10万円+能美トチボ10万ポイント ③+10万円(最大20万円+能美トチボ10万ポイント) 施工者の住所が市外の場合 ①②をすべて満たす：能美トチボ10万ポイント ③+10万円(最大10万円+能美トチボ10万ポイント) 【空き家等を購入し住宅に改修する場合】 (基本要件) ①改修に占める面積が50㎡以上の住宅 ②加賀地域産木材を5m ³ 以上使用 (補 助 額) 施工者の住所が市内の場合 ①②をすべて満たす：5万円+能美トチボ10万ポイント(最大5万円+能美トチボ10万ポイント) 施工者の住所が市外の場合 ①②をすべて満たす：能美トチボ7.5万ポイント(最大能美トチボ7.5万ポイント) | 農林課 0761-58-2256 |
| | 既存建築物耐震改修工事費等補助金 | 改 修 | S56.5.31以前に建築された住宅、長屋、共同住宅で木造のもの ①耐震診断：補助率80%、限度額12万円 ②耐震改修：補助率100%、限度額230万円 | |
| | 被災住宅耐震改修工事等補助金 | 改 修 | 令和6年能登半島地震で被災し、罹災証明書が発行された一戸建ての住宅、長屋、共同住宅で木造のもの(建替えは半壊以上に限る) ・耐震診断：補助率80%、限度額12万円 ・耐震改修：補助率100%、限度額230万円 ・建 替 え：補助率100%、限度額230万円 | |
| | 危険ブロック塀除却補助金 | 除 却 | 道路に面して設置されたブロック塀・石塀等で建築基準法の規定に適合しないもの、傾き・ひび割れ等の劣化が著しいもの、建築基準法第42条第2項道路のみなし境界内にある塀または擁壁などの工作物 (4,000円/m ² 、上限20万円) | |
| | 空き家改修費等補助金 | 改 修 | 空き家バンクに登録された物件の改修にかかる費用を補助 【補助対象者】 ・空き家バンクに登録されている売買物件の購入者 ・空き家バンクに登録されている賃貸物件の所有者等 【補助対象経費】 ・雨水による漏水に伴う屋根、外壁又は内装の改修に要する経費 ・台所、浴室、便所又は洗面所の生活するために必要な改修に要する経費 【補助額】 対象経費の1/2以内 1戸あたり限度額50万円 ※市外業者を利用する場合は半額 | まち整備課 0761-58-2251 |
| | 空き家清掃費等補助金 | その他 | 空き家バンクに登録された物件の所有者又は入居者に対し、家財道具等の処分及び清掃費等にかかる経費を補助 【補助額】 対象経費の1/2以内 限度額5万円 ※市外業者を利用する場合は半額 | |
| | 空き家等解体費補助金 | 除 却 | 老朽空き家(昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅)や不良空き家(能美市空き家等の適正な管理及び活用の促進に関する条例等施行規則別表第1から別表第4までに規定する判定1の評点が100以上の空き家)の所有者に対し、物件の全部を除却する工事にかかる経費を補助 【補助額】 ①老朽空き家：事業に要した経費の1/5以内 限度額10万円 不良空き家：事業に要した経費の1/2以内 限度額50万円 ②加 算 要 件：市内に事業所を有する事業者が請け負う場合 5万円 (事業費が50万円未満の老朽空き家、事業費が100万円未満の不良空き家は加算対象外) | |
| 自然エネルギー設備設置補助金 | 設 置 | 自ら居住する市内の住宅に自然エネルギー設備を設置する者、又は建売住宅供給者から自ら居住するために市内の自然エネルギー設備付き住宅を購入する個人(要事前申請) 【補助対象限度額】 ①住宅用太陽光発電システム(PPAに基づくもの含む) ：太陽電池の最大出力が3kW以上10kW未満 一律5万円 ※太陽光のみ、能美市省エネ住宅促進事業費補助金との併用不可 ②住宅用定置型蓄電池システム：電力を充放電できるものであり、電力変換装置を備えたもの 一律5万円 ③住宅用小型風力発電システム：定格出力200W以上の風力発電機、設置費用の10%、上限額5万円 ④住宅用薪・ペレットストーブ：設備費用の10%、上限額30万円 ⑤住宅用V2H充放電設備：電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給できるもの 一律10万円 ※市外事業者を利用した場合は、上限額が1/2 | 生活環境課 SDGs・カーボン ニュートラル 推進室 0761-58-2217 | |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56(1981)年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-----------------|--------------------------|--|--|---|
| 能美市 | 能美市省エネ住宅促進事業費補助金 | 新築 改修 | 省エネ住宅の新築及び購入・リフォームを促進するために費用の一部を補助。 【補助対象者】 (1) 能美市内に自ら常時居住するための住宅を新築し若しくは新築建売住宅を購入した個人又は既存住宅を改修した個人 (2) 石川県内に個人が常時居住するための住宅を新築又は既存住宅を改修した法人又は個人事業主 【補助対象事業】 ZEH、Nearly ZEH、ZEH Oriented …県補助金の補助対象事業に該当する事業で、令和7年4月1日から令和8年9月末日において県補助金の交付を受けたもの 開口部の断熱改修…国補助金の補助対象事業に該当する事業で、令和7年4月1日から令和8年9月末日において国補助金の交付を受けたもの 【補助対象限度額】 ①ZEH 一律20万円 ②Nearly ZEH、ZEH Oriented 一律10万円 ④開口部の断熱改修 上限額5万円 ※市外事業者を利用した場合は、上限額が1/2 | 生活環境課 SDGs・カーボン ニュートラル 推進室 0761-58-2217 |
| | 定住促進補助金 | 新築 改修 | 市内への定住を目的に、住宅を取得した45歳未満の方に対する補助。 また、加算要件を満たす場合に、加算額を合算して交付する。 【基礎額】 10万円 【加算額】 ①県外からの転入者：40万円 ②県内他市町からの転入者：20万円 ③指定中山間地区での住宅取得：50万円 ④三世帯（申請者、申請者の親、申請者の子）同居型世帯：30万円 ⑤三世帯（申請者、申請者の親、申請者の子）近居型世帯：20万円 ⑥親世代（申請者、申請者の親）同居型世帯：20万円 ⑦市内業者利用（設計・購入）：15万円 ⑧市内業者利用（建築）：15万円 ⑨市内在勤者（転入者で、市内事業所に雇用されて3年以内である世帯の主たる生計者）：60万円 ※④と⑥、⑤と⑥の重複加算は不可 ※改修は75㎡以上の面積を工事する場合に限る。 | 企画地域振興課 0761-58-2212 |
| | 結婚新生活支援事業補助金 | 引越 | 夫婦の合計所得が500万円未満で、ともに39歳以下の新婚夫婦に対して、新生活を始めるための引越費用を補助 ①ともに29歳以下の夫婦：補助率100%（上限60万円） ②①以外のともに39歳以下の夫婦：補助率100%（上限30万円） | |
| | 水洗便所等改造資金の融資 斡旋・利子補給金 | 改修 | 便所の水洗化工事費の100万円以内を融資斡旋の限度額とし、斡旋額に対する利子補給 | 上下水道課 0761-58-2261 |
| 水洗便所等改造資金の助成金 | 改修 | 便所の水洗化工事に対する補助金 【生活保護世帯】 補助率100%（限度額50万円） 【1人親世帯】 補助率20%（限度額20万円） | | |
| 野々市市 | 勤労者自己住宅資金利子補給制度 | 新築 購入 | 勤労者が市内において、新築のマイホームを建築・購入した資金について、市が利子の一部を補給 (住宅ローンの)元本の返済が開始された方： 最大1年間、限度額75,000円/年、返済負担率等による制限有 | 地域振興課 076-227-6160 |
| | ののいち緑のまちなみ補助金 | 設置 | 住宅敷地で行う生け垣等の設置や前庭緑化の工事費用 生け垣：1㎡につき8千円、限度額8万円 植樹帯、花壇：1㎡につき2千円、限度額2万円 前庭緑化：整備に要した費用、限度額2万円 | |
| | 簡易耐震診断事業 | 改修 | 木造住宅（昭和56年5月31日以前に工事着手、その他条件をみたすもの） 簡易耐震診断：無料 (※現況図面がない場合、一部自己負担（5,000円）により実施) | 建築住宅課 076-227-6087 |
| | 住宅耐震診断・改修の補助金 | 改修 | 木造住宅：昭和56年5月31日以前に工事が着手された住宅、その他補助条件をみたすもの 被災住宅：令和6年能登半島地震により被災し、罹災証明書（一部損壊以上）が発行された住宅、その他補助条件をみたすもの ①耐震診断：耐震診断に要する費用の補助率3/4、限度額12万円 ②耐震改修：改修工事に要する費用の補助率10/10、限度額210万円 | |
| | ののいち環境さくばり住宅取得助成金 | 新築 購入 | 環境対策（温暖化対策＋災害対策等）の基準に適合した住宅に適合証を交付し、当該住宅を取得する子育て世帯等に50万円、その他世帯に40万円の助成金を交付 | |
| | 野々市市危険ブロック塀の除却に関する補助制度 | 除却 | 道路に面する危険ブロック塀の除却費用に対する補助 補助額：1㎡につき4,000円（限度額：10万円） | 建築住宅課 076-227-6136 |
| ののいち木のぬくもり住宅補助金 | 新築 増改築 購入 | 市内に自ら居住するため、石川県産木材の柱を50本以上使用して木造住宅を新築又は購入する方（※増改築は柱20本以上使用した場合対象） ・対象柱：長さ3m以上、10.5cm角以上 ・柱1本あたり2,500円（限度額25万円） | 土木課 076-227-6081 | |

【共通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-------|-----------------------|-------------|--|--|
| 野々市市 | 野々市市雨水浸透施設等設置費補助金 | 設 置 | 住宅等の敷地における雨水浸透施設等の設置費に対する補助 ・雨水浸透ます…施設整備費の2/3（上限額 内径により3千円/個～2万2千円/個） ・雨水浸透管…施設整備費の2/3（上限額 3千円/m） ・雨水貯留槽（浄化槽転用）…施設整備費の2/3（上限額 10万円/基） ・雨水貯留槽（タンク）…施設整備費の2/3（上限額 容量により2万円/基～10万円/基） | 土木課 076-227-6023 |
| | 水洗便所等改造資金融資斡旋及び利子補給制度 | 改 修 | し尿及び生活排水を下水道に排水するために便所等を改造する場合、必要な工事費用について50万円を上限として融資斡旋し、当該融資に係る利子を全額補給 | 上下水道課 076-227-6102 |
| | 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | 生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ要介護認定または要支援認定を受けている方、特定の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成（限度額100万円） | 介護長寿課（高齢者） 076-227-6067 福祉総務課（障害者） 076-227-6063 |
| | 結婚新生活支援事業 | 住宅購入 | 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻した夫婦の世帯が、自己名義の住宅を取得する費用を支援 【要件】 夫婦の合計所得が500万円未満で ①夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下（最大60万円） ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下（最大30万円） | 子育て支援課 076-227-6077 |
| | 歴史的建築物修復事業 | 改 修 | 旧北國国街道の歴史的街並みを保全する区域に所在の歴史的建築物を修復する場合、外観修復費の一部を助成 補助率：1/2、限度額：100万円 | 生涯学習課 076-227-6122 |
| | 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金 | 設 置 | 家庭用の生ごみ処理機・生ごみ処理容器の購入費補助 生ごみ処理機 購入費の1/2（限度額3万円） 生ごみ処理容器 購入費の1/2（限度額3千円） | 市民生活課 076-227-6052 |
| | 家庭用感震ブレイカー購入費等補助金 | 設 置 | 家庭向けの感震ブレイカーの購入に係る費用の一部を助成 感震ブレイカー本体の購入費用及び設置に係る費用（税込）から県補助金の額を差し引いた額の2分の1（上限額：5,000円） ※ポイントやクーポン等による割引額を除く ※別売りの付属品、振込手数料等は対象外 | 総務課 076-227-6051 |
| 川北町 | 生垣設置奨励補助金 | 設 置 | 道路に2m以上面して新たに生垣を設置、既存の塀を取り壊して改めて生垣を設置する場合の助成 ①新たに生垣を設置：1m当たり5千円 ②既存の塀等を取り壊して生垣を設置：1m当たり8千円（いずれも円超30m限度） | 産業経済課 076-277-1124 |
| | 新築住宅取得奨励金 | 新 築 入 | 町内に自ら居住するための住宅を新築または購入（新築物件）する場合 一律50万円を助成 | |
| | 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金 | 設 置 | 自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システム及び住宅用定置型リチウムイオン蓄電池を設置する個人、又は自ら居住するために町内のシステム付き住宅を購入する個人 ①太陽光発電システム 1kWあたり5万円（上限20万円） ②リチウムイオン蓄電池 1住宅あたり1システム 10万円 | |
| | 住宅リフォーム助成事業補助金 | 改 修 | 自らが所有する町内の住宅を原則町内の工務店等を利用しリフォーム工事を行う場合に必要経費の一部を助成 ・事業費が50万円以上で、10%の補助（上限20万円） （※詳細要件確認のため、土木課へ事前相談必要） | 土木課 076-277-1108 |
| | 既存建築物耐震改修工事費等補助金 | 改 修 | 木造住宅 ①耐震診断：補助率3/4、限度額9万円 ②耐震補強計画：補助率2/3、限度額20万円 ③耐震改修：全地区定額補助 補助率10/10 限度額210万円 | |
| | 空き家バンク成約報奨金 | その他 | 空き家バンク登録物件の売買又は賃貸借契約が成約された場合、登録時の所有者に奨励金5万円を交付 | |
| | 空き家改修費等補助金 | 改 修 | 空き家バンク登録物件の売買及び賃貸借に伴い要する改修及び修繕に係る費用の一部を補助 事業費が50万円以上で、補助率1/2、限度額50万円 | |
| | 空き家等解体事業補助金 | その他 | 空き家の所有者等が行う空き家の除却費の一部を補助 補助率1/2 限度額50万円 | |
| | 自立支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | 生活保護世帯または住民税非課税世帯で、要支援、要介護の認定を受けている方、重度の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成（限度額100万円） | 福祉課 076-277-8388 |
| | 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金 | 設 置 | 電化製生ごみ処理機（5年経過後、再度購入時申請可）やコンポスト容器を購入した世帯に対する補助 購入費の2分の1（限度額3万円） | |
| | 結婚新生活支援事業補助金 | 新 築 入 修 借 越 | 所得合計が500万円未満で、ともに39歳以下の新婚夫婦に対して、新たな住居の取得、賃借費用、引越費用の一部を補助（上限30万円） | 住民課 076-277-1126 |
| | 防災用品等購入費助成事業 | 設 置 | 感震ブレイカー（分電盤タイプ・コンセントタイプ・簡易タイプ）の設置に対する補助 補助率1/2 限度額1万円 | 総務課 076-277-1111 |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-------------------|--------------------|--|---|-----------------------|
| 津 幡 町 | 住宅取得等奨励金 | 新 築 購 入 増 改 築 改 修 | 基本額 住宅ローン年末残高の4%相当額 (※上限:60万円、新規転入者の場合は80万円) 加算額 以下に該当する場合、基本額に上乗せして交付。 ①同時に新規転入してきた世帯員の数×5万円(※新規転入者限定、上限15万円) ②津幡町内の建築業者による新築 10万円 ※購入の場合は②の適用なし、増改築・改修の場合は①②とも適用なし ※奨励金額のうち20万円までは商工会商品券で交付 ※住宅ローンが「フラット35」地域連携型の場合、金利優遇措置あり | 企画課 076-288-2158 |
| | 空き家バンク利用奨励金 | 購 入 賃 借 | 空き家バンク制度を利用して新規転入してきた夫婦世帯以上(夫婦のいずれかが60歳未満)に対して交付。 ・購入の場合…土地・家屋の取得費の1/10(上限50万円) ・賃借の場合…契約月額1/2(上限1万円、24カ月) | |
| | 農村定住奨励金 | 新 築 購 入 | 中山間地の対象集落で住宅を取得(取得額200万円以上)した夫婦または親子世帯以上で、40歳以下の世帯員がいる場合に交付。 基本額 20万円(世帯員全員が新規転入者の場合は40万円) 加算額 世帯に16歳未満の子や孫がいる場合…1人につき5万円 | |
| | 三世代ファミリー同居等促進事業補助金 | 新 築 増 改 築 改 修 | 三世代(祖父母世代・親世代・18歳未満の子世代)で同居等を行うための住宅の取得等に要する費用(100万円以上)の一部を補助。 ①現に三世代で同居する世帯が、引き続き同居するため、新築・購入・増改築・改修…10万円 ②現に三世代で同居する世帯が、準同居を始めるため、新築・購入…10万円 ③新たに三世代で同居を始めるため、新築・購入・増改築・改修…15万円 ④新たに三世代で準同居を始めるため、新築・購入…15万円 ※準同居の定義…親子世代、祖父母世代の住宅の距離が50m以内にあること ※④の場合で、準同居前の親子世代、祖父母世代の住宅の距離が2km以内の場合は10万円 ※他の奨励金と併用が可能 | |
| | 結婚新生活支援事業補助金 | 新 築 購 入 賃 借 引 越 | 夫婦の合計所得金額が500万円未満で、ともに39歳以下の新婚夫婦に対して、新たな住居の取得・賃借費用、リフォーム費用、引越費用の一部を補助(上限30万円 ※夫婦ともに29歳以下の場合には上限60万円) ※他の奨励金と併用が可能 | |
| | 住宅耐震改修工事費等補助金 | 改 修 | 住宅 ①簡易耐震診断:自己負担無料(現況図面あり、床面積200㎡以内の在来木造住宅) 上記以外の場合、一部自己負担により実施 ②耐震診断:補助率3/4(限度額9万円) ③耐震改修工事:(1)および(2)の合計 (1)耐震改修工事費に要する費用の10/10(限度額180万円) (2)耐震改修工事費に要する費用が180万円を超える場合、超えた金額の1/2を加算(限度額70万円) | 都市建設課 076-288-6703 |
| | 被災住宅耐震改修工事費等補助金 | 改 修 建 替 | 住宅 ①耐震診断:補助率3/4(限度額9万円) ②耐震改修工事:(1)および(2)の合計 (1)耐震改修工事費に要する費用の10/10(限度額210万円) (2)耐震改修工事費に要する費用が210万円を超える場合、超えた金額の1/2を加算(限度額70万円) ③建替え工事:被災住宅の延床面積に22,500円を乗じた額(限度額150万円) | |
| | 危険ブロック塀の除却に関する補助金 | 除 却 | 町道または通学路に面する危険ブロック塀を除却する場合の助成 補助額:撤去工事費の1/2(限度額10万円) ※撤去工事費は、撤去するブロック塀(道路面)の面積に8千円を乗じた額、もしくは実際の撤去工事費(道路面)のいずれか低い方の額 | |
| | 津幡町がけ地防災工事費等補助金 | 改 修 | こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ等 ①防災工事補助金:補助率1/2(限度額70万円) ②応急工事補助金:補助率1/2(限度額30万円) | |
| | 津幡町宅地復旧事業支援補助金 | 復 旧 | 令和6年能登半島地震により被災した宅地等の復旧補助(のり面、よう壁、地盤等) 補助額:①と②を合計した金額 ①対象工事実績から50万円を控除した額に、2/3を乗じた額(限度額766万6千円) ②対象工事実績から50万円を控除した額に、1/6を乗じた額(限度額100万円) | |
| 津幡町住宅浸水対策補助金 | 改 修 | 住宅の浸水対策にかかる費用の一部を助成 ①対象区域:(1)津幡町洪水ハザードマップ及び内水ハザードマップの浸水想定区域 (2)過去の浸水実績などにより浸水の恐れがあると認められる区域 ②対象事業:(1)止水板、防水パネル及び防水シャッター等の購入又は設置 (2)宅地のかさ上げ工事(かさ上げ後の地盤面が接する道路から50cm以上の高さに限る) ③助 成 額:助成対象経費の1/2(最大50万円) | | |
| 津幡町木の家づくり奨励金 | 新 築 購 入 | 町内に居住するため、スギ柱(金沢森林組合産)50本以上使用して木造住宅を新築(建売住宅の購入を含む)する方(寸法等、事業要件あり)(限度額20万円) | | |
| 家庭用生ごみ処理機器設置事業補助金 | 設 置 | 町内に住所を有し、町内の店舗から家庭用生ごみ処理機器を購入し設置する方 ①生ごみ処理機(1世帯1基まで):補助率1/3(限度額15千円) ②生ごみ処理器(1世帯2基まで):補助率10/10(限度額3千円/基) | 生活環境課 076-288-6701 | |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56(1981)年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-------------|-------------------------|---|--|----------------------------|
| 津 幡 町 | 危険空家除却等支援補助金 | 改 修 除 却 | 空家の改修又は危険空家の除却に要する費用の一部を補助。 ①空家の改修：補助率2/3（限度額50万円） ※改修後の空家の用途等、補助要件有り。 ②危険空家の除却（除却後の跡地活用有り）：補助率2/5（限度額50万円） ③危険空家の除却（除却後の跡地活用無し）：補助率2/5（限度額30万円） ※危険空家：住宅不良度判定の結果が100点以上のもの。 ※除却後の跡地活用有りの場合は、その跡地の用途等、補助要件有り。 | |
| | カーボンニュートラル加速化事業補助金 | 設 置 新 取 替 | 太陽光発電設備（自家消費型） 住宅に太陽光発電設備を設置するもの 最大出力値に1kWあたり7万円を乗じた額（上限5kW） ※FIT又はFIP制度の認定を取得していないものに限る。そのほか詳細についてはお問合せください 蓄電池 町内に自ら居住する住宅に蓄電池設備を設置する個人 ※上記太陽光発電設備の付帯設備であるものに限る。 設置費用（工事費込み・税抜き）の1/3（千円未満切捨）上限25万円（概ね5kW相当） ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） 町内に自ら居住するZEHを新築若しくは購入し所有する個人 1戸あたり55万円 高効率給湯器 従来の給湯器に対して30%以上省CO ₂ 効果の得られる高効率給湯器を設置する者 設置費用（工事費込み・税抜き）の1/2（千円未満切捨）上限20万円 | 生活環境課 076-288-6701 |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | 改 修 | 合併処理浄化槽の設置助成対象区域において、既存の単独処理浄化槽またはくみ取便所から合併処理浄化槽への転換に要する費用の一部を補助。 ・設置費 5人槽：390,000円、6～7人槽：474,000円、8人槽以上：660,000円 ・撤去費 単独処理浄化槽：60,000円、くみ取り槽：45,000円 | |
| | 自立支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | 生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ要介護認定または要支援認定を受けている方、特定の障害を有する方を対象に居住する住宅のリフォームに要する費用の一部を助成します。 ・生活保護世帯：対象経費助成率100%（限度額100万円） ・住民税非課税世帯：対象経費助成率90%（限度額100万円） | 福祉課 076-288-2458 |
| | 津幡町水洗便所等改造助成金 | 改 修 | 自己資金の人を対象に3万円以内を助成 非課税世帯 10万円以内を助成 生活保護世帯 50万円以内を助成 合併浄化槽設置済者の接続への上乗せ助成（平成14年度より） 供用開始後3年以内（10万円） | 上下水道課 076-288-6238 |
| | 津幡町水洗便所等改造資金融資あっせん | 改 修 | 工事費50万円まで融資斡旋し、利子全額補給（対象金融機関のみ） | |
| 内 灘 町 | 新エネルギー・省エネルギーシステム設置費補助金 | 設 置 | 町内において自ら居住する住宅に太陽光発電システム、住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）、定置型リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム、高効率給湯器、ペレットストーブを設置する方 町内において自ら所有する土地に小形風力発電システムを設置する方 ・太陽光発電システム：5万円（2kW以上10kW未満） ・住宅用エネルギーマネジメントシステム（HEMS）：2万円 ・定置型リチウムイオン蓄電システム：10万円 ・太陽熱利用システム：強制循環型2万円、自然循環型1万円 ・高効率給湯器：エコキュート2万円、エコジョーズ・エコフィール1万円、ハイブリッド給湯器2万円 ・ペレットストーブ：2万円 ・小形風力発電システム：6万円 | 住民課環境管理室 076-286-6701 |
| | 省エネ家電買替促進補助金 | 買 替 | 町内において自ら居住する住宅の既存家電を省エネ家電に買換えする方 エアコン、電気冷蔵庫：購入費の1/5、限度額2万円（エアコンは2027年度目標に対し多段階評価点3.0以上、電気冷蔵庫は2021年度に対し多段階評価点3.0以上）（同一年度内にいずれか1台のみ） | |
| | 生ごみ処理器（機）設置費助成金 | 設 置 | 町内在住で自己の住宅に設置する方 簡易式生ごみ処理器1千円、コンポスト設置3千円、機械式生ごみ処理機：購入費の1/3、限度額2万円 | |
| | 住宅耐震改修工事費等補助金 | 改 修 | 木造住宅 ①簡易耐震診断：自己負担無料（現況図面あり、床面積200m ² 以内の在来木造住宅） 上記以外の場合、一部自己負担により実施 ②耐震診断：補助率3/4、限度額9万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額280万円 | 復興まちづくり推進課 076-286-6753 |
| | がけ地防災工事費補助金 | 改 修 | こう配が30度を超える傾斜地で高さ3mを超えるがけ等 防災工事補助金：補助率1/2 限度額70万円 | 都市建設課 076-286-6710 |
| | 危険ブロック塀の除却に関する補助金 | 除 却 | 道路（私道及び民地境のブロック塀は対象外）に面している危険ブロック塀の除却に要する費用 除却面積に4,000円を乗じた額、もしくはは実際の除却工事費のいずれか低い方の額 限度額10万円 | |
| 創業サポート事業補助金 | 改 修 | 町内において、店舗や事務所等で創業をする方 補助金額：改装工事費、設備・器具・備品等購入費、広告宣伝費の1/2 （店舗の場合：上限50万円、事務所等の場合：上限20万円） | 企画振興課 076-286-6727 | |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-----------------|------------------------|---|---|-----------------------------------|
| 内 灘 町 | 雨水浸透施設等設置費補助金制度 | 設 置 | 町内において住宅等の敷地内に雨水浸透施設、雨水貯留施設を新規に設置する方 ①雨水浸透施設：補助率2/3、上限1個当たり内径により2万3千円～3万5千円 ②雨水貯留施設（既存浄化槽転用）：補助率2/3、上限1基当たり8万円 ③雨水貯留施設：補助率：2/3、上限1基当たり容量により2万円～2万5千円 | 都市建設課 076-286-1115 |
| | 自立支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | 生活保護世帯または住民税非課税世帯で、かつ介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円） | 福祉課 076-286-6703 |
| | マイホーム取得奨励金 | 新 築 入 | 町内で居住するために、新築住宅又は中古住宅を取得し居住した方 ・新規転入された方……………基本額：（新築）30万円（中古）10万円 さらに29歳以下の方は30万円加算 ・町内在住の39歳以下の方……………基本額：（新築）10万円（中古）5万円 さらに29歳以下の方は10万円加算 町商工会加盟の建築業者を利用して新築した場合は10万円を加算。基本額の2分の1は現金、残りは町商工会が発行する共通商品券で交付する。 上記加算分については現金で交付する。 | 企画振興課 076-286-6727 |
| | 三世代ファミリー同居・近居促進事業補助金 | 新 築 入 | 祖父母世代、親世代及び子どもの三世代が、町内で同居又は近居するために、住宅を取得し居住した30歳以上39歳以下の方に、10万円を交付する。 | |
| | 定住促進新婚世帯新居費用助成事業補助金 | 住居費用 引越費用 改 修 | 婚姻日が令和8年1月1日から令和9年3月31日までの新婚世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の年間所得が500万円未満の世帯かつ指定の講座等を夫婦共に受講した世帯に限る）に対して、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払われた婚姻に伴う新たな住居の取得・賃借費用（最初の6ヶ月分のみ）、引越し費用及びリフォーム費用を助成する。（限度額30万円、夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の場合は限度額60万円） | |
| | 空き家バンク成約奨励金 | その他 | 空き家・空き地バンク登録物件が賃貸借又は売買契約締結に至った場合、登録時の所有者に奨励金5万円を交付する。 | |
| 空き家利活用事業補助金 | 改 修 解 体 | 空き家の所有者又は賃借者が、売買契約又は賃貸借契約後にリフォーム工事又は解体工事を行った場合、対象経費（総額50万円以上を要したもの）の1/2の額を交付する（上限額30万円、解体工事を行った空き家が旧耐震基準の場合は上限額50万円）。なお、空き家の賃貸借契約締結前1年以内に完成したリフォーム工事についても交付対象となる。 | | |
| 志 賀 町 | 既存建築物耐震改修工事費等補助金 | 改 修 | 簡易耐震診断：自己負担0円（現況図面有） 自己負担5,000円（現況図面なし、現地調査有り） 耐震設計：耐震診断に基づき行う設計 補助率10/10 上限10万円 耐震改修：耐震設計に基づき行う改修 補助率10/10 上限220万円 | |
| | 志賀町被災住宅耐震化促進事業補助金 | 改 修 | 被災した住宅（罹災証明書が発行された住宅）が対象 耐震診断：補助率10/10 上限15万円 耐震設計：耐震診断に基づき行う設計 補助率10/10 上限10万円 耐震改修：耐震設計に基づき行う改修 補助率10/10 上限320万円 | |
| | 志賀町老朽危険空き家等除却事業費補助金 | 除 却 | 老朽危険空き家等の除却に要する費用の一部を補助。 ・危険空き家等の除却（除却後の跡地活用無し）：補助率1/2（限度額50万円） ※老朽危険空き家等：住宅不度判定の結果が60点以上のもの。 | |
| | 志賀町危険ブロック塀撤去補助金 | 除 却 | 危険ブロック塀を撤去する費用を補助 ※道路に面している部分のみが対象 5,000円/m ² （限度額20万円） | |
| | 移住定住促進住まいづくり奨励金 | 新 築 入 | 定住を目的に他の市町村から転入し、住宅を建設または購入した者への奨励金 ・単身入居：基本額40万円、町内業者利用加算（取得費3.0%（60万円限度）） ・家族入居：基本額40万円、配偶者40万円、子供1人につき20万円（3人まで、60万円限度）、町内業者利用加算（取得費3.0%（60万円限度）） ※転入後1年以内に工事請負契約又は売買契約をした者が対象（転入前も対象）。 | 企画財政課 農復旧復興創生室 0767-32-9301 |
| | 移住定住促進賃貸住宅家賃助成金 | 家 賃 | 定住を目的に他の市町村から転入した者への民間賃貸住宅家賃助成金 ・町内就業者 月額2万円（月額家賃支払額の1/2（2万円限度）） ・町外就業者 月額5千円（月額家賃支払額の1/2（5千円限度）） ※最大3年間助成 ※転入世帯で、転入後1年以内に民間賃貸住宅に入居し、町内又は町外の企業に就業した者又は起業した者が対象 | |
| | 移住定住促進空家リフォーム再生等助成金 | 購 入 改 修 | 定住を目的に他の市町村から転入し、空家を購入または購入しリフォームした者への助成金 ・空家購入：空家の購入助成（購入費1/2（50万円限度）） ・リフォーム：空家を購入後、町内業者利用のリフォーム助成（工事費1/2（50万円限度）） ※転入後1年以内に工事請負契約又は売買契約を締結した者が対象（転入前も対象）。 | |
| | 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | 生活保護世帯又は住民税非課税世帯でかつ介護を要する高齢者・重度障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円） | |
| | 水洗便所等改造資金斡旋制度（利子補給・助成） | 改 修 | 工事費100万円まで融資斡旋し、利子を補給（供用開始から3年以内） 非課税世帯 10万円まで助成（供用開始から3年以内） 生活保護世帯 60万円まで助成（供用開始から3年以内） | |
| 生ごみ処理機器設置事業費補助金 | 設 置 | 【対象者】 町内に住所を有し、かつ、居住している者 【補助額】 ・電気式生ごみ処理機 補助率：1/2以内（限度額：30,000円、1台まで） ・生ごみ堆肥化処理器 補助率：1/2以内（限度額：1基につき3,000円、2台まで） | 環境安全課 0767-32-9321 | |

【共 通】 ①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 | |
|-----------------------|----------------------|---|---|-----------------------|-----------------------|
| 宝 達 志 水 町 | マイホーム取得奨励金 | 新築 購入 | ①町内に定住するため住宅を新築・購入した場合に150万円 ②町内建築業者を活用して新築又は購入した場合については、さらに50万円を上乗せする。 ③45歳以下の町外からの転入者には、ひとりにつき20万円加算（加算限度額100万円） | 企画情報課 0767-29-8230 | |
| | 民間賃貸住宅家賃補助事業補助金 | 家賃 | 45歳以下の夫婦、18歳以下の子どもを養育しているひとり親世帯が町内の民間賃貸住宅入居した場合、家賃を補助します。 補助金額は月額家賃の1/3以内（上限15,000円）とし、補助対象期間は最大36ヶ月間です。 | | |
| | 空き家改修費等助成金 | 改修 | 空き家バンク登録により、賃貸契約が成立した物件に助成金を交付します。 ①改修費用 町内施工業者を利用した場合：改修費の1/3以内で上限100万円 町外施工業者を利用した場合：改修費の1/3以内で上限50万円 ②家財道具の撤去 家財道具等の撤去に要する経費（助成対象者自らが行う場合の経費は除きます） 対象経費の1/2以内で上限30万円 ③清掃費用 清掃等に要する経費（助成対象者自らが行う場合の経費は除きます） 対象経費の1/2以内で上限3万円 ④その他（転入者加算） 45歳以下の転入者1人につき20万円ずつ加算（加算限度額100万円） 2年以上町外の住民基本台帳に記載されている方が対象 | | |
| | 結婚新生活支援事業補助金 | 家賃 改引 修越 | 夫婦の合算した所得が500万円未満の世帯に対して、住宅物件の賃借に係る家賃（最初の1か月分）、リフォーム費用及び引越費用の一部を補助（上限30万円） ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下（上限30万円） ・夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下（上限60万円） | 環境安全課 0767-29-8140 | |
| | 住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金 | 設置 | 自ら居住する住宅にシステムを設置又はシステム付きの住宅を購入する方 【対象システム】 ・住宅用太陽光発電システム（最大出力10kW未満） ・住宅用定置型リチウムイオン蓄電池システム 【補助金額】 ・それぞれ一律5万円 | | |
| | 既存建築物耐震改修工事費等補助金 | 改修 | ①耐震診断：補助率9/10、限度額10万円 ②耐震改修：補助率10/10、限度額300万円 | | |
| | 民間賃貸住宅建設補助事業 | 新築 | 民間賃貸住宅の建築に係る本体工事の10%を補助（限度額500万円） 町有地を取得し建設の場合（限度額750万円）、その他の場合（限度額500万円） ※1棟あたり4戸以上で、1戸あたり床面積が30㎡以上あること。 ※各戸に玄関、浴室、台所、トイレが設置されていること。 | | |
| | 被災宅地等復旧事業補助金 | 復旧 | 令和6年度能登半島地震により発生した宅地被害において、早期の宅地復旧と被害者の負担軽減を図るため、個人施工の復旧工事等に対する費用の一部を支援するもの 【対象者】 町内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者 【補助額】 対象工事実績額から50万円を控除した額に5/6を乗じた額（千円未満切り捨て） ※対象工事実績額は、対象工事に関する調査、設計、工事に要した費用の合計（消費税及び地方消費税を含む） 補助額の上限958万円（対象工事実績額上限：1,200万円） 【対象工事】 (1) のり面の復旧工事 (2) 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む） (3) 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む） (4) 地盤改良工事：液状化が発生した宅地であり、地盤調査結果により液状化判定を行い液状化の可能性があると判断された宅地における再発防止のための住宅建屋下の地盤改良工事 (5) 住宅基礎の傾斜修復工事：住宅建屋基礎の沈下又は傾斜を修復する工事（ジャッキアップ等） | | 地域整備課 0767-29-8160 |
| | がけ地防災対策工事費補助金 | 改修 | がけ地の安全対策工事に対する補助 （こう配が30度を超える傾斜地でかつ高さ3mを超えるがけ等） ①防災工事等：補助率1/2 限度額100万円 ②応急防災工事費：補助率1/2、限度額30万円 | | |
| | 危険ブロック塀の除却に関する補助金 | 撤去 | 道路に面する倒壊等の危険のあるブロック塀を撤去する費用の補助 補助金額 1㎡あたり4,000円 限度額10万円 | | |
| 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 | 改修 | 介護を要する高齢者・重度身体障害者（身体障害者2級以上、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円） | 健康福祉課 0767-28-5505 | | |

【共通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|-------------|--|---|-----|------|------|-------------|------|------|-------------|------|------|-------------|------|------|-------------|------|------|-----|------|------|-------------|------|------|-------------|------|------|-------------|------|------|-------------|------|------|--|
| 中能登町 | 定住促進奨励金 | 新中築古購入 | <p>【町外から引っ越しされる方（転入）】</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>新築住宅</td> <td>中古住宅</td> </tr> <tr> <td>・45歳未満の単身世帯</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>・45歳未満の家族世帯</td> <td>60万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>・45歳以上の単身世帯</td> <td>25万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>・45歳以上の家族世帯</td> <td>30万円</td> <td>15万円</td> </tr> </table> <p><子育て応援加算> 住宅を取得した時点で、義務教育以下の子どもがいる場合、子育て応援加算が追加されます。 対象者 義務教育以下の子ども ・2人目まで 1人につき 20万円 ・3人目以降 1人につき 10万円</p> <p>【もともと中能登町にお住まいの方（転居）】</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>新築住宅</td> <td>中古住宅</td> </tr> <tr> <td>・45歳未満の単身世帯</td> <td>20万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>・45歳未満の家族世帯</td> <td>30万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>・45歳以上の単身世帯</td> <td>10万円</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>・45歳以上の家族世帯</td> <td>15万円</td> <td>10万円</td> </tr> </table> <p>※既存の世帯から独立を目的としない、単に転居及び建替えは対象外（賃貸住宅に入居していたものは対象）</p> <p>【新築工事を町内の建築業者と契約された方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築住宅建築工事費の2.5%（最大50万円）まで。 <p>以上の条件に適合した合計額は100万円を限度とします。</p> | 対象者 | 新築住宅 | 中古住宅 | ・45歳未満の単身世帯 | 50万円 | 25万円 | ・45歳未満の家族世帯 | 60万円 | 30万円 | ・45歳以上の単身世帯 | 25万円 | 10万円 | ・45歳以上の家族世帯 | 30万円 | 15万円 | 対象者 | 新築住宅 | 中古住宅 | ・45歳未満の単身世帯 | 20万円 | 10万円 | ・45歳未満の家族世帯 | 30万円 | 15万円 | ・45歳以上の単身世帯 | 10万円 | 10万円 | ・45歳以上の家族世帯 | 15万円 | 10万円 | |
| | 対象者 | 新築住宅 | 中古住宅 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・45歳未満の単身世帯 | 50万円 | 25万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・45歳未満の家族世帯 | 60万円 | 30万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・45歳以上の単身世帯 | 25万円 | 10万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・45歳以上の家族世帯 | 30万円 | 15万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対象者 | 新築住宅 | 中古住宅 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・45歳未満の単身世帯 | 20万円 | 10万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・45歳未満の家族世帯 | 30万円 | 15万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・45歳以上の単身世帯 | 10万円 | 10万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ・45歳以上の家族世帯 | 15万円 | 10万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空き家等情報発信登録促進奨励金 | その他 | <p>①空き家バンクに登録されている物件の契約（賃貸・売買）が成立した場合、所有者または利用希望者で、当該空き家等にかかる家財道具等を処分した方 ※空き家等解体支援補助金を受ける方は対象外</p> <p>【補助金額】 処分費の実費相当分まで上限15万円 ※1物件1回限り</p> <p>②各区からの斡旋により登録、契約成立した物件があった区</p> <p>【補助金額】 登録に至った場合 1物件につき2万円 契約が成立した場合 1物件につき8万円 ※1物件1回限り</p> | 企画情報課 0767-74-2806 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空き家等改修支援補助金 | 改修 | <p>空き家バンクで売買契約が成立した物件を改修し、入居する方 ※定住促進奨励金の交付を受けた方であること。</p> <p>【補助対象経費・補助金額】 主要構造部、トイレ、風呂及び台所等の生活するために必要な改修等にかかる経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て） 上限50万円 ※1物件1回限り</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 空き家等解体支援補助金 | 解体 | <p>空き家バンクで売買契約が成立した物件を解体し、その土地に一戸建て住宅を新築し入居する方 ※定住促進奨励金の交付を受けた方であること。</p> <p>【補助対象経費・補助金額】 解体に要する経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て） 上限30万円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 結婚新生活支援事業補助金 | 賃貸引越家財道具購入 | <p>新たに新婚生活を始めるための住居費、引っ越し費用等の一部を助成するもの</p> <p>【補助対象経費・補助金額】</p> <p>①夫婦の年齢が29歳以下で合計所得500万円未満 住居費（家賃・引越し費用等） 上限60万円 家財道具購入費（白物家電・家具等） 1品3万円以上 上限40万円</p> <p>②夫婦の年齢が39歳以下で合計所得500万円未満 住居費（家賃・引越し費用等） 上限30万円 家財道具購入費（白物家電・家具等） 1品3万円以上 上限30万円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 創業支援補助金 | 創業 | 創業支援補助金の制度があります。詳細は、中能登町企画情報課までお問合わせください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生ごみ処理機材購入費補助金 | 購入 | 町内在住で対象機材を購入する方 120リットル以上のコンポスト購入で2千円 電気式生ごみ処理機購入費の3割補助（限度額2万円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 設置 | 自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は自ら居住するために町内の太陽光発電システム付き新築住宅を購入する方 （在住者）1kWあたり2万5千円（上限10万円） （転入者）1kWあたり5万円（上限20万円） | 生活環境課 0767-72-3927 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 雨水貯留槽購入費補助金 | 購入 | 町内在住で自己の住宅に設置する方 貯留容量が100リットル以上のもので、製品として購入可能なもの等 購入費の3割（限度額2万円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 木造既存建築物耐震改修工事費等補助金 | 改修 | <p>木造住宅で1981年（昭和56年）5月31日以前に建築または工事着手されたもの。</p> <p>①耐震診断：補助率2/3、限度額12万円 ②耐震設計：補助率2/3、限度額20万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額210万円</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅耐震化事業補助金 | 改修 | <p>地震によって被災し耐震性が低下した住宅の耐震改修工事等に対する補助</p> <p>対 象：木造戸建て住宅（ただし工事については耐震診断等により耐震性の低下が確認できたものに限る）</p> <p>対象者：り災証明を受けた住宅の所有者</p> <p>①耐震診断：補助率2/3、限度額12万円 ②耐震設計：補助率2/3、限度額20万円 ③耐震改修：補助率10/10、限度額310万円 ④建替え工事：従前の住宅の延床面積に22,500円を乗じて得た額又は1戸あたり310万円のいずれか低い額（旧耐震基準の木造住宅）</p> | 土木建設課 0767-72-3921 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【共 通】 ①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|-------|-------------------|---------|---|-----------------------|
| 中能登町 | 被災宅地等復旧事業補助金 | 復 旧 | 令和6年度能登半島地震により発生した宅地被害において、早期の宅地復旧と被害者の負担軽減を図るため、個人施工の復旧工事等に対する費用の一部を支援するもの 【対象者】 町内にある被災した宅地の所有者、管理者又は占有者 【補助額】 対象工事実額から50万円を控除した額に2/3を乗じた額（千円未満切り捨て） ※対象工事実額とは、対象工事に関する調査、設計、工事に要した費用の合計（消費税及び地方消費税を含む） 補助額の上限766万6千円（対象工事実額上限：1,200万円） 【対象工事】 (1) のり面の復旧工事 (2) 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去及び擁壁に関する排水施設設置工事を含む） (3) 地盤の復旧工事（陥没への対応工事を含む） (4) 地盤改良工事：液状化が発生した宅地であり、地盤調査結果により液状化判定を行い液状化の可能性があると判断された宅地における再発防止のための住宅建屋下の地盤改良工事 (5) 住宅基礎の傾斜修復工事：住宅建屋基礎の沈下又は傾斜を修復する工事（ジャッキアップ等） | 土木建設課 0767-72-3921 |
| | 危険ブロック塀の除却に関する補助金 | 撤 去 | 危険ブロック塀を撤去される方 4,000円/m ² （限度額10万円） | |
| | 在宅支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | 介護を要する高齢者・重度障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（助成限度額100万円） | 長寿福祉課 0767-72-3133 |
| | 感震ブレーカー設置促進事業費補助 | 設 置 | 大規模地震の際に発生する電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置を促進する助成制度を実施します。 石川県の「感震ブレーカー設置促進事業費補助金」に町が上乗せして設置金額を補助します。 ■対象者 石川県の「感震ブレーカー設置促進事業費補助金」の交付決定を受けた方で、中能登町の住宅に居住している方、または中能登町に住宅を所有している方。 ■助成額 感震ブレーカ本体の購入及び設置に係る費用（税込）から石川県補助金の額を差し引いた額の2分の1（100円未満は切り捨て） ■申請期限 石川県感震ブレーカー設置促進事業費補助金の交付を受けた日（補助金交付決定通知書の日）から60日以内 | 危機管理課 0767-74-1137 |
| 穴水町 | 穴水町定住促進奨励金 | 新 築 入 | 定住を目的とした転入者及び50歳以下の町内在住者が新たに住宅を取得した場合の補助 定住促進奨励金 新築の場合：住宅奨励金 1戸につき50万円 ・県産材50%以上の使用 20万円を加算 ・住宅取得時に土地購入 50万円を加算 ※転入者のみ ・住宅取得時に同居する18歳以下の子供1人当たり50万円を加算 ※転入者のみ 限度額：転入者200万円 50歳以下の町内在住者150万円 中古住宅の場合：住宅奨励金 1戸につき50万円 ※転入者のみ 穴水町定住促進空き家改修費等補助金 ・住宅のリフォーム経費の2分の1 限度額：100万円 ※空家バンク登録等の条件あり | 観光交流課 0768-52-3671 |
| | 穴水ニュータウン宅地無償分譲 | 購 入 | 町外から移住する概ね40歳以下の夫婦を対象に町有地の無償分譲を行う（H23年10月～） 町内に住所を有する転入後5年以内の方も対象 区画数 全 19区画 空き区画数 5区画（令和7年7月1日より新区画5区画の分譲を開始） ※5区画全て61坪 | |
| | 穴水町耐震改修工事費等補助金 | 診 断 改 修 | 木造住宅 ①耐震診断：補助率3/4 限度額9万円 ②耐震改修：補助率10/10 限度額180万円（定額） | |
| | 穴水町宅地復旧補助金 | 改 修 | 令和6年度能登半島地震による被災宅地の復旧に要する費用の補助 対象工事：①のり面の工事 ②擁壁の復旧工事 ③地盤の復旧工事 ④地盤改良工事 ⑤住宅基礎の傾斜修復工事 補 助 額：被災宅地の所有者等が対象工事の施工に要した額（以下、対象工事費）から50万円を控除した額に3分の2を乗じて得た額とする ただし、対象工事費が1,200万円を超える場合の交付額は766万6千円を上限とする | 復興推進課 0768-52-3680 |
| | 穴水町危険ブロック塀撤去費補助金 | 撤 去 | 道路に面する倒壊等の危険のあるブロック塀を撤去する費用の補助 補助金額 1m ² あたり4,000円 限度額10万円 | |
| | 住宅復旧支援事業 | 改 修 | 対 象 被害を受けた時点で住んでいた建物であること。（空き家、物置、店舗などは対象外） 町が発行する『防災証明書』により「準半壊」、「一部損壊」と判定された建物であること。 地震により被災した住家の日常生活に必要な不可欠な部分の修繕工事を行った世帯。 補助額 準半壊世帯：上限363,000円（1世帯当たり） 一部損壊世帯：上限343,000円（1世帯当たり） | |
| | 自立支援型住宅リフォーム推進事業 | 改 修 | 生活保護世帯又は住民税非課税世帯でかつ介護を要する高齢者・重度身体障害者のいる世帯で、既存住宅をバリアフリー改造（リフォーム）される方（限度額100万円） | 住民福祉課 0768-52-3650 |
| | 能登半島地震住宅取得奨励金 | 新 築 | 生活の本拠となる住家の罹災証明書の被害区分が半壊以上で穴水町内において住宅を新築した場合に1棟あたり100万円 ※高校生以下の子どもがいる子育て世帯の場合は追加で100万円 | 復興推進課 0768-52-0934 |

【共 通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

県・市町の補助制度一覧表

| 県・市町名 | 制度・事業名 | 対象 | 内 容 | 担当課 |
|---------------------------------|------------------------|---------------------------------|---|-------------------------|
| 穴水町 | 穴水町住まい再建支援金 (建設・購入) | 建設 購入 | 被災者生活再建支援金の支給対象者（罹災判定が半壊以上）で、穴水町内で住まいを再建（建設・購入）される方で再建費用が500万円以上の場合、再建費用の10%を支援（限度額200万円）※住宅に係る費用が対象経費となり、DIYによる材料費等は対象外 | 復興推進課 0768-52-0934 |
| | 穴水町住まい再建支援金 (修繕) | 修繕 | 被災者生活再建支援金の支給対象者（罹災判定が半壊以上）で、穴水町内で住まいを再建（修繕）される方で再建費用（自己負担額）が300万円以上の場合、再建費用の10%を支援（限度額100万円）※住宅に係る費用が対象経費となり、DIYによる材料費等は対象外 | |
| | 穴水町住宅用太陽光発電システム設置補助金 | 設置 | 町内に自らが所有し、居住する住宅（併用住宅を含む）に太陽光発電システムを設置する個人（町税滞納者を除く）に対し、設置費用の一部を補助 補助金額は、システムの最大出力1kWあたり2万5千円（上限10万円） | 環境安全課 0768-52-3770 |
| | 穴水町生ごみ処理容器・処理機購入補助金 | 設置 | 生ごみ処理容器・処理機の購入に対する補助 ①コンポスト（2基まで）：購入金額の1/2（限度額4千円/基） ②生ごみ処理容器（2基まで）：購入金額の1/2（限度額1千円/基） ③生ごみ処理機（1基まで）：購入金額の1/3（限度額2万円/基） | |
| | 水洗便所等改造資金助成交付金制度（利子補給） | 改修 | 80万円まで利子全額補給 単独浄化槽の改造工事 上限30万円まで助成 汲取からの改造工事 上限15万円まで助成 生活保護世帯 50万円以内を助成 非課税世帯 単独浄化槽の改造工事 上限30万円まで助成（工事費50万円以上は10万円加算、50万円未満は工事費に1/5を乗じて得た額） 汲取からの改造工事 上限15万円まで助成（工事費50万円以上は10万円加算、50万円未満は工事費に1/5を乗じて得た額） | |
| 能登町 | 既存建築物耐震改修工事費等補助金 | 改修 | 木造住宅 ①耐震改修：定額補助、限度額230万円 ②耐震診断：補助率3/4、限度額9万円 ③簡易耐震診断：自己負担無（図面無しまたは現地調査を希望する場合は負担金5,000円） ④建替え：延べ面積 | 復興住宅課 0768-62-4704 |
| | 危険ブロック塀等撤去事業補助金 | 撤去 | 公道に面する危険ブロック塀を撤去する場合の助成 補助額：撤去工事費の1/2（限度額10万円） ※撤去工事費は、撤去するブロック塀の面積に7千円を乗じた額、もしくは実際の撤去工事費のいずれか低い方の額 | |
| | 住宅用太陽光発電システム設置費補助金 | 設置 | 自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方 1kWあたり2.5万円（上限10万円） | 住民課 0768-62-8510 |
| | ごみ容器購入費補助金 | 設置 | 1 コンポスト（2台まで）：購入費の1/2（限度額3千円/台） 2 電気式生ごみ処理機（1台まで）：購入費の1/3（限度額2万円/台） | |
| | 定住住宅助成金 | 新築 購入 改修 | 能登町に住んでよかったと感じながら能登の暮らしを受け継ぐため、ライフステージ毎の住環境の課題を解決するために必要な経費の一部を助成し定住促進を図る。 共通事項（新築・中古購入） 助成額：対象費用×1割 助成金額の9割を現金、1割をひまわりポイント付与で助成 【新築】最大助成額300万円 【中古購入】最大助成額200万円 ※能登町ふるさと空き家情報登録物件に限る | ふるさと振興課 0768-62-8526 |
| | 移住促進家賃支援事業補助金 | 賃貸 | 定住振興の増加を図るとともに地域の活性化に資するため、町内の賃貸住宅等に入居するU・Iターン世帯（隣接市町からの転入を除く）に対して、家賃の一部を補助する。 助成額：家賃の1/2（上限額2万円/月） 最長3年間 | |
| | 空き家財道具等処分助成金 | 処分 | 能登町ふるさと空き家情報登録物件の家財道具等を処分する費用の一部を支援し、空き家情報への登録促進と移住が円滑に行えることを目的とする。 助成額：対象経費の1/2（最大10万円） ※対象物件は能登町ふるさと空き家情報登録物件 対象者はU・Iターン者もしくは空き家所有者 | |
| 水洗便所等改造資金融資のあっせん及び助成金 (利子補給・助成) | 改修 | 融資額100万円以内で（60ヶ月で償還）で利子5%まで利子補給 | 建設水道課 0768-62-4722 | |
| | | 自己資金の人を対象に3万円以内を助成（50万円上限の6%） | | |
| | | 生活保護世帯 50万円以内を助成 | | |
| | | 非課税世帯 10万円以内を助成（50万円上限の20%） | | |

【共通】①既存建築物耐震化関係補助金の対象は、昭和56（1981）年5月31日以前に建築、又は工事に着手されたものに限る。
②能登半島地震により被災した住宅について補助制度の対象となる。

石川県における住宅関連の補助制度については、下記 URL からご覧頂けます。
http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/zyutaku_yusi.html
 (石川県住宅関連支援制度ポータルサイト)

いしかわ住宅相談・
住情報ネットワーク

事務局

一般財団法人 石川県建築住宅センター



〒920-0968 金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎2階
Tel. (076) 262-6543 Fax. (076) 260-8475
<http://www.ikjc.jp/>

このパンフレットに記載されている補助制度の内容は、2026年4月現在のものです。
 なお、各制度の詳細については各自自治体の担当課までお問い合わせ願います。